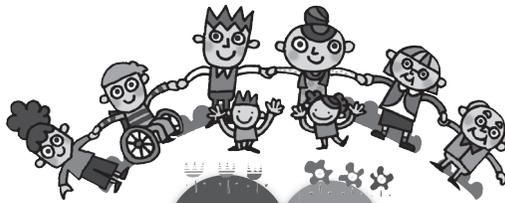


いんふおめーしょん

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2010  
11.30

no.128

## Report

1

【子どもの人権連】第25回総会と学習会を開催

子どもの人権連事務局 2

2

【子どもの人権連学習会】  
国連・子どもの権利委員会の第3回日本報告書審査と総括所見

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 3

3

「国連子どもの(児童)の権利条約と日本」  
第3回院内セミナー 報告

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科 ヒューマンデザイン専攻博士課程2年 宮崎 静香 6

資料

【国際連合 子どもの権利に関する条約】  
条約第44条にもとづいて締約国が提出した報告書の検討

子どもの権利委員会 第54会期 2010.5.25～6.11

日本語仮訳 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 9

4

第11回「こどもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
日本語を母国語としない親子のための高校進学ガイダンス

東京・日本語を母国語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会・実行委員会 角田 仁 24

## Event information

第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項 30

Document 2010.7.16～2010.11.4

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 31

子ども人権連 2009年度会計決算・2010年度会計予算 報告 44

Report

1

## 【子どもの人権連】

### 第25回総会と学習会を開催



子どもの人権連事務局

子どもの人権連は、9月10日（金）日本教育会館（東京）で総会を開催し、引き続き学習会を開いた。当日は約80人が参加し、活発に意見が出された。

#### 第25回総会で活動方針などを決定

はじめに、石井小夜子代表委員から、あいさつを受けた後、岡島真砂樹事務局員を議長に選出、原ひとみ事務局長から「2009年度活動報告と決算報告」、丹野正則監査委員から「2009年度監査報告」を受け、全員の拍手で承認された。その後、「2010年度活動方針案と予算案」、「2010年度役員・事務局員案」が提案され、全員の拍手で決定された。

国連・子どもの権利委員会の総括所見をもとに、子どもの権利条約の具現化に向け、今後、

- ・市民と国会議員の会に参加していく
- ・アジアにおける子どもの権利実現のためとりくみに参加する
- ・「子どもの権利条約具体化のための実践」

助成事業および講師派遣事業を引き続き行うなど、具体的なとりくみをすすめていくことを確認し、総会を終えた。

#### 子どもの権利委員会 第3回政府報告書審査・ 総括所見について学習

総会に引き続いて、「子どもの権利委員会第3回政府報告審査・総括所見に関する報告と今後の課題」と題して、学習会を行った。

まず、森田明美さん（子どもの人権連代表委員・東洋大教授）が、第3回政府報告書審査に関わるNGOレポート連絡会議のとりくみを報告した。その後、森田さんの進行で、平野裕二さん（子どもの人権連代表委員・ARC代表）が5月27日・28日の本審査と子どもの権利委員会から出された総括所見について、一木玲子さん（愛知みずほ大）が障害のある子どもの権利について、土井彰さん（東京教組）が教育について、それぞれ報告し、最後に、森田さんが今後のとりくみについて提起した。

会場からも、具体的に地域でどのようなフォローアップをすればいいか、若い人たちとともに勉強する機会をつくり活動をすること、インクルーシブ教育にかかわっての教育予算の充実など、活発に意見が出された。

Report

# 2

【子どもの人権連学習会】

## 国連・子どもの権利委員会の 第3回日本報告書審査と総括所見

2010.9.10



代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二

### 1 国連・子どもの権利委員会とは

- ◆子どもの権利条約第43条に基づき、各締約国における条約の実施状況を審査するために設置された機関。
- ◆委員会の主たる活動は、建設的対話の精神に基づく「報告制度」の枠組のなかで行なわれる。締約国から定期的に提出される報告書および審査の場における政府代表団の説明を基本とし、国際機関やNGOから提出される情報、他の人権条約機関の勧告等も考慮しながら条約の実施状況を検討して、「総括所見」（最終見解）において問題点の指摘とその解決のために必要な措置の勧告を行なうものである。締約国はその勧告を誠実に検討・実施し、次回報告書でその実施状況（実施しなかった／できなかった場合にはその理由）等について報告することが要請されている（誠実応答義務）。
- ◆報告書審査のほか、委員会は、特定の条文またはテーマに関する「一般的討議」に基づく勧告、条約の規定や実施のあり方に関する委員会の解釈を示す「一般的意見」（現在12号まで）等も採択している。条約の解釈・実施にあたっては、これらの文書も参照することが必要である。

### 2 日本の第1回・第2回報告書審査

- (1) 第1回審査（1998年5月）で勧告された主な問題
  - (a) 条約実施のための制度的基盤の整備
  - (b) 行政とNGOとの緊密な対話・協力
  - (c) 伝統的な子ども観を変えるための広報・研修
  - (d) さまざまな差別の解消
  - (e) 子どもへの暴力に対する対応
  - (f) 競争主義的な教育制度の見直し
  - (g) 思春期の子どもの健康に関わる取り組み
  - (h) 少年司法制度の見直し など
- (2) 第2回審査（2004年1月）の勧告の特徴
  - (a) 全体として（とくに立法、政策立案、広報・意識研修における）「権利基盤アプローチ」の必要性が強調されていること
  - (b) 総合的対応の必要性が多く課題について指摘されていること
  - (c) 施策の評価の必要性が指摘されていること
  - (d) 全体として前回の勧告よりも具体的にになっていること
  - (e) 子どもをはじめ、さまざまな主体との協議・協力の必要性が強調されていること

- (f) 自治体の前向きなとりくみが歓迎・奨励されていること
- (g) 意識啓発や教育・研修が重視されていること
- (h) 事後的対応のみならず予防のためのとりくみが重視されていること
- (i) いくつかの分野で子どもの自己決定的権利が強調されていること

### 3 日本の第3回報告書審査

#### (1) 第3回政府報告書の問題点

##### ◆報告書の提出

- ◇ 2008年4月22日（提出期限：2006年5月21日）
- ◇ あわせて、「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」（提出期限：2006年9月2日）と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」（期限：2007年2月24日）に関する第1回報告書も提出

##### ◆報告書の問題点

- (a) 委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない
- (b) 「権利基盤アプローチ」が一顧だにされていない
- (c) 重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない
- (d) 条約に関する基本的理解が十分ではない
- (e) 自治体のとりくみをいかそうという視点がない
- (f) 市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない

#### (2) 会期前作業部会と事前質問票（論点一覧）

##### ◆会期前作業部会

- ◇ 2010年2月3日、ジュネーブにおいて非公開で開催。子どもの権利条約NGOレポート連絡会議、日本弁護士連合会、第3回子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会の代表が出席し、それぞれが提出したNGOレポートに基づく情報提供を行なった。これに基づいて委員会が作成した事前質問票（論点一覧 List of Issues）に対し、政府は4月6日までに文書回答を提出するよう求められた。

#### (3) 本審査

- ◆ 第54会期中の2010年5月27日～28日に、ジュネーブのパレ・ウィルソン（国連人権高等弁務官事務所）において実施。27日の終日（6時間）をかけて第3回報告書の審査を行なった後、28日の午前中に、子どもの売買等に関する選択議定書（約1時間40分）と武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書（約1時間）について審査。

- ◆ 委員会は現在、遅延を取り戻すため9人ずつ2つのチェンバー（分会）に分かれて報告書審査を行っており、日本の報告書審査はBチェンバーが担当。ゼルマツタン委員（スイス）が議長を務め、審査および総括所見の作成を主導する国別報告者は、条約本体についてクラブマン委員（ドイツ）、子どもの売買等に関する選択議定書についてクンプラパント委員（タイ）、武力紛争に関する選択議定書についてポラー

委員（ウガンダ）がそれぞれ務めた。

◆日本政府は、上田秀明・外務省人権人道大使、志野光子・外務省人権人道課長をはじめとする計 22 人の代表団を派遣。内訳は、外務省（4 人）、内閣府（3 人）、警察庁（1 人）、法務省（7 人）、文科省（1 人）、厚労省（3 人）、防衛省（3 人）。

#### (4) 第 3 回総括所見の特徴（数字はパラグラフ番号）

(a) 第 2 回総括所見で強調された「権利基盤アプローチ」への視点が継承・強化されている。

◇包括的な子どもの権利基本法の制定（11・12）→「包括的な反差別法」の制定を求めた 34(a) も参照。

◇権利を基盤とする包括的な行動計画（15・16）

(b) いくつかの問題について、これまでよりも踏み込んだ詳細・具体的な勧告が行なわれている。

◇独立した監視（17・18）→性的搾取議定書に関する総括所見 22・23 をあわせて参照。

◇出生登録・国籍（45・46）

◇体罰をはじめとする子どもへの暴力（47～49）

◇子どもの代替的養護（52～55）

◇障害のある子ども（58～61）

◇少年司法（83・84）

(c) 子どもの貧困・格差ならびに家庭環境の問題に新たに焦点が当てられている。

◇国家的な行動計画（15・16）

◇資源配分（19・20）

◇データ収集（21）

◇家庭環境（50・51）

◇メンタルヘルス（60・61）

◇十分な生活水準に対する権利／子どもの扶養料の回復（66～69）

◇マイノリティ・先住民族の子ども（86・87）

(d) 他にも、これまで明示的に取り上げられなかった問題について懸念表明・勧告が行なわれている。

◇民間部門の規制（27・28、39・40）

◇国際協力（29・30）

◇保健サービス（62・63）→下記 (f) 参照

◇遊び、余暇および文化的活動（76）

◇難民の子ども（77・78）→子どもの最善の利益に関する懸念表明（37）も参照

(e) 過去の所見や第 3 回審査の内容に照らし、必ずしも十分な勧告が行なわれていない点がある。

◇解釈宣言（勧告なし）

◇広報・研修（23・24）

◇子どもの意見の尊重・子ども参加（43・44）

◇教育（70～73）

◇性的搾取（81・82）→ただし性的搾取議定書に関する総括所見も参照。

(f) 日本の状況を必ずしも十分に理解していないと思われる点が散見される。

◇教育基本法改正の評価（5(e)）→差別の禁止に関する 33 も参照。

◇児童相談所に関わる評価（42、43、62・63）

Report

3

## 国連子ども(児童)の権利条約と日本

### 第3回院内セミナー 報告

2010/7/29 14:00-16:00

参議院議員会館101会議室

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科

ヒューマンデザイン専攻博士課程2年 宮崎 静香

今回で第3回を迎えるこの院内セミナーは、新築となった新参議院議員会館101会議室にて、「日本に対する第3回総括所見(勧告)を生かす」と題して、NGOレポート作成及び審査を傍聴した団体から総括所見の検討及び実施に向けて提起するとともに、政府代表団メンバーにも参加してもらい、政府のとりくみの課題を整理する目的で開催された。

当日は、民主党の会議、翌日から本会議という状況に関わらず、小宮山洋子議員、岡崎トミ子議員、神本みえ子議員、川越孝洋議員、えばたかこ議員、大河原まさこ議員、吉川沙織議員、郡和子議員が出席された。また秘書など議員の代理の方が20人、行政15人、NPO/NGO等の関係者が53人で、合計96人、資料のみを取りに来られた議員秘書も多く、120部用意した資料が不足する程の反響であった。

はじめに子どもの人権連代表委員・子どもの権利条約総合研究所副代表の森田明美さんからセミナーに至るまでの経過説明が行われた。

最初のテーマは「日本に対する第3回総括所見(勧告)の内容と今後の課題」について。NGOレポート連絡会議代表の荒牧重人さんと子どもの人権連代表委員の平野裕二さんから報告が行われた。

子どもの権利委員会 第54会期(2010.5.25~6.11)において日本の第3回定期報告書が検討され、総括所見が採択されたが、今回はこの所見を丁寧に見直す必要があるとした。検討の視点としては、NGOの情報提供や提言がどこまで影響を及ぼしているか。次に比較検討の必要なものとして、総括所見がリスト・オブ・イシュー(締約国に対する事前質問事項)あるいは審査内容に的確に対応したものであるか。これまでの国連・子どもの権利委員会の水準が反映されているか。主要な人権条約のなかでいくつかの所見が出ているが、繰り返し同じ勧告がなされているものについては、特に早急に対応を願いたいとした。また、課題の明確化にも言及し、勧告内容を実施するにあたり法改正や立法措置が必要か、しくみを構築する事で対応が出来るのか、短期的にとりくめるものと長期的にとりくみが必要なものを区別する必要があるとした。

第3回総括所見の特徴と課題については、第2回総括所見で強調された「権利基盤アプローチ」を継承しながら立法的な措置、政策上の措置を取ることが求められているとした。体罰、障がいのある子ども、少年司法の問題については、過去2回の審査においても取り上げられており、より詳しく具体的勧告が行われている。そして、子どもの貧困、経済格差の問題、

家庭環境の問題については新たに焦点が当てられ、所見全体を貫く内容で勧告が行われていたし、子どもへの資源配分に関わる勧告については、子どもに関わる予算確保を定めるよう明示された。また、今回新たに取り上げられた問題、過去の所見や第3回審査の内容に照らして不十分だと思われる内容、児童相談所に関わる子どもの権利委員会の評価といった日本の状況に適していない項目などについての指摘が報告された。

総括所見の効果的な実施にむけた当面の課題として、①子どもの権利をベースとした本格的な法律の制定、②子ども施策を効果的かつ総合的に調整・推進するための政府組織の設置、③「子ども若者ビジョン」では十分ではないという指摘から、あらためて条約の全てを網羅した子どものための国家行動計画を自治体・市民社会および子どもを含むパートナーと協議・協力しながら策定・実施すること、④条約の効果的な実施を促進あるいは監視する体制、および子どもの権利救済のための独立した機関の設置、⑤子どもの権利を実現するために、予算配分の検討、⑥総括所見を誠実に履行し、条約の効果的な実施をすすめるための国会・政府のシステムづくり、さらにNPOや専門家との協働をすすめることについての実現を願うとした。そして、第3回の総括所見が過去の総括所見と同じように多くの場合は未実施に終わらないように、政府が国会議員やNGOを含めた全体のフォローアップシステムをつくる必要があると報告された。

第3回日本報告審査への政府のとりくみにつ

いて、政府団としてこどもの権利委員会の司会進行をされた外務省人権人道課長の志野光子さんが報告された。

現地には法律や予算を決定する各省庁より、22人が赴いた。日本の状況に合った総括所見のあり方を理解してもらえるようにと努めてきた。今年度4月より「人権条約履行室」を設置した。いずれは拡張していき、人権条約の履行に関する内容の取り扱いを実現できるように考えている。総括所見の趣旨をいかしつつ、どのように日本での「児童に関する権利」が改善に向かえるのかを考えていきたいと語った。

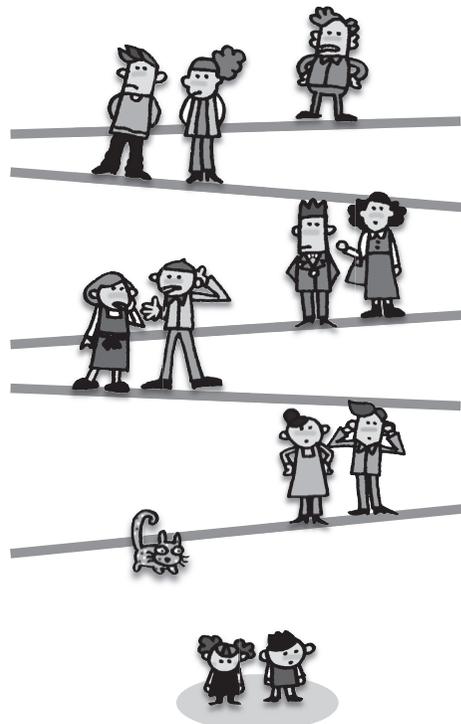
NGOより、内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省・法務省・防衛省に質疑応答が行われた。

セーブ・ザ・チルドレンジャパン シニアアドバイザーの森田明彦さんからは、子どもの搾取に関する事項について、どのような感触を持ったかという質問があった。これに対し志野課長は扶養・養子縁組に関する条約への質疑応答があったが、子どもの監護権が未決定のまま、あるいは決定された監護権を無視した形で連れ去るような状況の場合、背景にはDVなどの複雑な問題が介在するために、どのように是正するのは難しい問題とした。この件については条約自体の問題、両親の問題、帰属権の問題が絡み合い複雑であるため、とりくみの過程にあるとした上で、子どもの最善の利益を考え、他の省庁との連携が重要だと回答した。その他、法務省、内閣府担当者、厚生労働省、文部科学省の担当者からも最終勧告を含めた情報共有を各団体と行っているとの回答がなされた。

民主党の小宮山洋子衆議院議員からは、今回の総括所見をふまえ、政府与党として「子ども家庭省」の実現をめざすとの発言があり、岡崎トミ子参議院議員からは、子どもたちに「子どもの権利条約」を具体的に知らせていく必要があるとの発言がなされた。他に神本みえ子参議院議員、川越孝洋衆議院議員、えばたたかこ衆議院議員、大河原まさこ参議院議員からも意見が述べられた。

NGO の意見として、セーブ・ザ・チルドレンジャパンからは、社会的構造の問題が子どもたちの貧困を深刻化させている事を指摘し、政府が子どもの貧困の自治体把握、削減計画の目標設定および実行を実施して欲しい。子どもの最善の利益、子どもを権利の主体と考え、当事者である子ども参加の保障を計画に盛り込んで欲しいとの発言があった。また婚外子差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会からは人権条約委員会の勧告にしたがって法改正を求める意見があった。朝鮮学校への補助金の問題については在日本朝鮮人人権協会より、セクシャルマイノリティの子どもをとりまく差別問題についてアクエリアス運営委員会より、子どもに対する性暴力への対応についてサバイバーズ・ジャスティスより、他にも日本教職員組合、東京シュール、子どもと法 21 から積極的な意見が述べられた。

今回で第3回を迎えた院内セミナーは、政府とNGOが第3回総括所見の検討と実施について、直接的・建設的に話し合われる貴重な機会となった。



1. 委員会は、2010年5月27日に開かれた第1509回および第1511回会合（CRC/C/SR.1509 および CRC/C/SR.1511 参照）において日本の第3回定期報告書（CRC/C/JPN/3）を検討し、2010年6月11日に開かれた第1541回会合において以下の総括所見を採択した。

## A 序

2. 委員会は、第3回定期報告書および委員会の事前質問事項（CRC/C/JPN/Q/3/Add.1）に対する文書回答の提出を歓迎する。委員会は、部門を横断した代表団の出席および有益かつ建設的な対話を歓迎するものである。
3. 委員会は、締約国に対し、この総括所見は、2010年6月11日に採択された、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書に基づく第1回締約国報告書についての総括所見（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1）および武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についての総括所見（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1）とあわせて読まれるべきであることを想起するよう求める。

## B 締約国によるフォローアップ措置および達成された進展

4. 委員会は、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書の批准（2004年8月2日）および子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書の批准（2005年1月24日）を歓迎する。
5. 委員会は、以下の立法措置がとられたことに評価の意とともに留意する。
  - (a)2004年および2008年の児童虐待防止法改正。これにより、とくに児童虐待の定義が見直され、国および地方の政府の責任が明確化され、かつ虐待事案の通報義務が拡大された。
  - (b)2004年および2008年の児童福祉法改正。これにより、とくに、要保護児童対策地域協議会の設置権限が地方政府に与えられた。
  - (c)2005年6月の刑法改正による人身売買の犯罪化。
  - (d) 子ども・若者育成支援推進法の公布（2010年）。2010年〔2006年〕の教育基本法改正。
6. 委員会はまた、人身取引対策行動計画（2009年12月）、および、自殺率削減のためのとりくみの調整を促進する目的で2005年7月に採択された「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」も歓迎する。

## C 主要な懸念領域および勧告

1. 実施に関する一般的措置（条約第4条、第42条および第44条第6項）

### 【委員会の前回の勧告】

7. 委員会は、締約国の第2回報告書（CRC/C/104/Add.2）の検討を受けて2004年2月に行なわれた懸念表明および勧告（CRC/C/15/Add.231）の一部に対応するため締約国が行なった努力を歓迎するが、その多くが十分に実施されておらず、またはまったく対応されていないことを遺憾に思う。委員会は、この総括所見において、これらの懸念および勧告をあらためて繰り返す。

8. 委員会は、締約国に対し、第 2 回報告書審査に関する総括所見の勧告のうちまだ実施されていないもの（「調整および国家行動計画」に関するパラ 12、独立した監視に関するパラ 14、「子どもの定義」に関するパラ 22、「差別の禁止」に関するパラ 24、「名前および国籍」に関するパラ 31、「体罰」に関するパラ 35、障害に関するパラ 43 および「若者の自殺」に関するパラ 47 に掲げられた勧告を含む）に対応し、かつこの総括所見に掲げられた懸念事項に包括的に対応するため、あらゆる努力を行なうよう促す。

#### 【留保】

9. 委員会は、締約国が第 37 条 (c) に対する留保を維持していることを遺憾に思う。
10. 委員会は、締約国が、条約の全面的適用の障害となっている条約第 37 条 (c) に対する留保の撤回を検討するよう勧告する。

#### 【立法】

11. 委員会は、子どもの権利の分野において、子どもの生活条件および発達の上昇に資するいくつかの法律の公布および改正が行なわれたことに留意する。しかしながら委員会は、子ども・若者育成支援推進法が条約の適用範囲を完全に網羅しておらず、または子どもの権利を保障するものではないこと、および、包括的な子どもの権利法が制定されていないことを依然として懸念する。委員会はまた、少年司法分野におけるものも含め、国内法の一部の側面が条約の原則および規定にいまなお一致していないことにも留意する。
12. 委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的法律の採択を検討し、かつ、国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

#### 【調整】

13. 委員会は、子ども・若者育成支援推進本部、教育再生会議および種々の政府審議会など、子どもの権利に関する政策の実施に携わる多くの国家機関が存在することに留意する。しかしながら委員会は、これらの機関間でならびに国、広域行政圏および地方のレベル間で効果的調整を確保するための機構が存在しないことを懸念する。
14. 委員会は、締約国が、子どもの権利を実施する目的で締約国が国、広域行政圏および地方のレベルで行なっているあらゆる活動を効果的に調整するための明確な権限ならびに十分な人的資源および財源を与えられた適切な国家機構を設置するとともに、子どもの権利の実施に携わっている市民社会組織との継続的交流および協力を確立するよう勧告する。

#### 【国家的行動計画】

15. 委員会は、子ども・若者育成支援推進法（2010 年 4 月）などの多くの具体的措置がとられてきたことを歓迎するとともに、すべての子どもの成長を支援し、かつ子どもを全面的に尊重するために政府の体制一元化を図ることを目的とした「子ども・子育てビジョン」および「子ども・若者ビジョン」の策定に関心をもって留意する。しかしながら委員会は、条約のすべての分野を網羅し、かつ、とくに子どもたちの間に存在する不平等および格差に対応する、子どものための、権利を基盤とした包括的な国家的行動計画が存在しないことを依然として懸念する。
16. 委員会は、締約国が、地方の公的機関、市民社会および子どもを含む関係パートナーと協議および協力

しながら、子どものための国家的行動計画を採択しかつ実施するよう勧告する。このような行動計画は、中長期的達成目標を掲げ、条約のすべての分野を網羅し、十分な人的資源および財源を提供し、かつ、必要に応じて成果の管理および措置の修正を行なう監視機構を備えたものでなければならない。委員会はとくに、このような行動計画において、所得および生活水準の不平等、ならびに、ジェンダー、障害、民族的出身、および、子どもが発達し、学習し、かつ責任ある生活に向けた準備を進める機会を形成するその他の要因による格差に対応するよう勧告する。委員会は、締約国が、国連子ども特別総会の成果文書「子どもにふさわしい世界」(2002年)およびその中間レビュー(2007年)を考慮するよう勧告する。

#### 【独立した監視】

17. 委員会は、条約の実施を国レベルで監視する独立の機構が存在しないことに懸念を表明する。これとの関連で、委員会は、5つの自治体で子どもオンブズパーソンが任命されているという締約国の情報に留意する。しかしながら委員会は、これらのオンブズパーソンの権限、独立性および職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源、ならびに、(遺憾ながら2002年以来棚上げされている人権擁護法案に基づいて設置予定の)人権委員会との関係のあり方の構想に関する情報が存在しないことを遺憾に思う。
18. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
  - (a) 早期に人権擁護法案を通過させ、かつ国内機関の地位に関する原則(パリ原則)にしたがった国家人権委員会を設置できるようにするとともに、同委員会に対し、条約の実施を監視し、苦情を受け付けてそのフォローアップを行ない、かつ子どもの権利の組織的侵害を調査する権限を与えること。
  - (b) 次回の報告書において、国家人権委員会および子どもオンブズパーソンに与えられた権限、職務および資源についての情報を提供すること。
  - (c) 独立した国内人権機関の役割に関する委員会の一般意見2号(2002年)を考慮すること。

#### 【資源配分】

19. 委員会は、締約国の社会支出がOECD平均よりも低いこと、最近の経済危機以前から貧困がすでに増加しており、いまや人口の約15%に達していること、および、子どものウェルビーイングおよび発達のための補助金および諸手当がこれまで一貫したやり方で整備されてこなかったことに、深い懸念を表明する。委員会は、新しい〔子ども〕手当制度および高校無償化法を歓迎するものの、国および自治体の予算における子どものための予算配分額が明確でなく、子どもの生活への影響という観点から投資を追跡しかつ評価できなくなっていることを依然として懸念する。
20. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう、強く勧告する。
  - (a) 子どもの権利を実現する締約国の義務を満たせる配分が行なわれるようにするため、中央および自治体レベルの予算を子どもの権利の観点から徹底的に検討すること。
  - (b) 子どもの権利に関わる優先的課題を反映した戦略的予算科目を定めること。
  - (c) 子どものための優先的予算科目を資源水準の変化から保護すること。
  - (d) 指標システムに基づいて政策の成果をフォローアップする追跡システムを確立すること。
  - (e) 市民社会および子どもがあらゆるレベルで協議の対象とされることを確保すること。

#### 【データ収集】

21. 委員会は、子どもおよびその活動に関する相当量のデータが定期的に収集されかつ公表されていること

を理解する。しかしながら委員会は、条約が対象としている一部の分野に関してデータが存在しないこと（貧困下で暮らしている子ども、障害のある子どもおよび日本国籍を有していない子どもの就学率ならびに学校における暴力およびいじめに関するものを含む）に懸念を表明する。

22. 委員会は、締約国が、子どもの権利侵害を受けるおそれがある子どもについてのデータ収集の努力を強化するよう勧告する。締約国はまた、条約の実施において達成された進展を効果的に監視しかつ評価することおよび子どもの権利の分野における政策の効果を評価することを目的とした指標も開発するべきである。

#### 【広報、研修および意識啓発】

23. 委員会は、子どもとともにおよび子どものために活動している専門家ならびに一般公衆の間で条約に関する意識を促進するために締約国が行なってきた努力には留意するものの、これらの努力が十分ではないこと、または条約の原則および規定を普及するための計画が実行に移されていないことを依然として懸念する。とりわけ、子どもおよびその親に対して情報をより効果的に普及することが緊急に必要である。委員会はまた、子どものためにおよび子どもとともに活動している専門家の研修が不十分であることも懸念する。
24. 委員会は、締約国に対し、子どもおよび親の間で条約に関する情報の普及を拡大するよう奨励する。委員会は、締約国に対し、子どものためにおよび子どもとともに活動しているすべての者（教職員、裁判官、弁護士、法執行官、メディア従事者、公務員およびあらゆるレベルの政府職員を含む）を対象とした、子どもの権利を含む人権に関する体系的かつ継続的な研修プログラムを発展させるよう促す。

#### 【市民社会との協力】

25. 市民社会組織と多くの会合が持たれてきたことに関する締約国の情報には留意しながらも、委員会は、子どもの権利のための政策およびプログラムの開発、実施および評価のあらゆる段階で重要である継続的協力の慣行がいまなお確立されていないことを懸念する。委員会はまた、市民社会組織が、委員会の前回の総括所見のフォローアップに関与しておらず、または締約国の第3回定期報告書の作成中に意見を述べる十分な機会を与えられなかったことも懸念する。
26. 委員会は、締約国に対し、市民社会との協力を強化するとともに、条約の実施のあらゆる段階（定期報告書の作成を含む）を通じて市民社会組織のより組織的な関与を図るよう奨励する。

#### 【子どもの権利と企業セクター】

27. 委員会は、民間セクターが子どもおよびその家族の生活に甚大な影響を及ぼしていることに留意し、かつ、子どものウェルビーイングおよび発達に関わる企業セクターの社会的および環境的責任について締約国が規制を行なっているのであれば、当該規制に関する情報が存在しないことを遺憾に思う。
28. 委員会は、締約国に対し、企業の活動から生じるいかなる悪影響からも地域コミュニティ、とくに子どもを保護する目的で、企業セクターが企業の社会的および環境的責任に関する国内外の基準を遵守することを確保するための規制を確立しかつ実施するため、効果的措置をとるよう奨励する。

#### 【国際協力】

29. 委員会は、いまなお相当額にのぼる政府開発援助（ODA）に留意するとともに、2003年の戦略的改定によって貧困削減、持続可能性、安全保障および平和維持措置が優先されるようになったことを歓迎す

るが、締約国が一貫して ODA 予算額を削減しており、国内総生産（GDP）の 0.7%を ODA に支出するという国際合意よりもはるかに低い、対 GDP 比 0.2%という水準であることを懸念する。委員会はとくに、開発途上国における気候変動対策といった特定の目的のために追加的資源の配分を行なうこと、および、アフリカ諸国向けの援助が顕著に増額されること以外には一般的改革は計画されていないと締約国が表明したことを懸念する。

30. 委員会は、締約国が、とくに子どもが受益者であるプログラムおよび措置に対して提供される資源を増加させる目的で、ODA に関する国際的達成目標へのコミットメントを再検討するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が、当該供与相手国に関する子どもの権利委員会の総括所見および勧告を考慮するよう提案する。

## 2. 子どもの定義（条約第 1 条）

31. 委員会は、最低婚姻年齢の男女差（男子 18 歳・女子 16 歳）を解消するよう求めた前回の総括所見の勧告（CRC/C/15/Add.231、パラ 22）にも関わらず、格差が残っていることについて懸念を表明する。
32. 委員会は、締約国がその立場を再検討し、婚姻年齢を引き上げて両性ともに 18 歳にするよう勧告する。

## 3. 一般原則（条約第 2 条、第 3 条、第 6 条および第 12 条）

### 【差別の禁止】

33. 委員会は、若干の立法措置がとられたにも関わらず、無遺言相続を規律する法律上、婚外子がいままなお婚内子と同一の権利を享受していないことを懸念する。委員会はまた、民族的マイノリティに属する子ども、日本国籍を有していない子ども、移住労働者の子ども、難民である子どもおよび障害のある子どもに対する社会的差別が根強く残っていることも懸念する。委員会は、男女平等の促進に言及していた教育基本法第 5 条が削除されたことに対する女性差別撤廃委員会の懸念（CEDAW/C/JPN/CO/6）を繰り返す。
34. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
  - (a) 包括的な反差別法を制定し、かつ、どのような事由であれ子どもを差別するあらゆる立法を廃止すること。
  - (b) とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子どもに対して実際に行なわれている差別を削減しかつ防止するため、意識啓発キャンペーンおよび人権教育を含む必要な措置をとること。
35. 委員会は、刑法で女性および女子しか強姦罪および関連の犯罪の被害者として想定されておらず、かつ、そのためこれらの規定に基づく保護が男子には及ばないことに、懸念とともに留意する。
36. 委員会は、男子か女子かを問わず強姦の被害者全員が同一の保護を与えられることを確保するため、締約国が刑法改正を検討するよう勧告する。

### 【子どもの最善の利益】

37. 子どもの最善の利益は児童福祉法に基づいて考慮されているという締約国の情報は認知しながらも、委

員会は、1974〔1947〕年に採択された同法に、子どもの最善の利益の優越性が十分に反映されていないことに懸念とともに留意する。委員会はとくに、そのような優越性が、難民および資格外移住者である子どもを含むすべての子どもの最善の利益を統合する義務的プロセスを通じ、すべての立法に正式にかつ体系的に統合されているわけではないことを懸念する。

38. 委員会は、締約国が、あらゆる法規定において、ならびに、子どもに影響を与える司法上および行政上の決定およびプロジェクト、プログラムならびにサービスにおいて、子どもの最善の利益の原則が実施されかつ遵守されることを確保するための努力を継続しかつ強化するよう勧告する。
39. 委員会は、子どものケアまたは保護に責任を負う相当数の機関が、とくに職員の数および適格性ならびに監督およびサービスの質に関して適切な基準に合致していないという報告があることに、懸念とともに留意する。
40. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
  - (a) そのような期間が提供するサービスの質および量を対象とし、かつ公共部門および民間部門の両方に適用されるサービス基準を発展させかつ定義するための効果的措置をとること。
  - (b) 公共部門および民間部門の両方において、そのような基準を一貫して遵守させること。

#### 【生命、生存および発達に対する権利】

41. 「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」などを通じ、子ども、とくに思春期の青少年の間で発生している自殺の問題に対応しようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもおよび思春期の青少年が自殺していること、および、自殺および自殺未遂に関連したリスク要因に関する調査研究が行なわれていないことを依然として懸念する。委員会はまた、子どもの施設で起きている事故が、そのような施設で安全に関する最低基準が遵守されていないことと関連している可能性があるという情報にも懸念する。
42. 委員会は、締約国が、子どもの自殺リスク要因について調査研究を行ない、防止措置を実施し、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置し、かつ、困難な状況にある子どもに児童相談所システムがさらなるストレスを課さないことを確保するよう勧告する。委員会はまた、締約国が、官民間わず、子どものための施設を備えた機関が適切な最低安全基準を遵守することを確保するようにも勧告する。

#### 【子どもの意見の尊重】

43. 司法上および行政上の手続、学校、子ども施設ならびに家庭において子どもの意見は考慮されているという締約国の情報には留意しながらも、委員会は、正式な規則では年齢制限が高く定められていること、児童相談所を含む児童福祉サービスが子どもの意見をほとんど重視していないこと、学校において子どもの意見が重視される分野が限定されていること、および、政策策定プロセスにおいて子どもおよびその意見に言及されることがめったにないことを依然として懸念する。委員会は、権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されていることを依然として懸念する。
44. 条約第 12 条および意見を聴かれる子どもの権利に関する委員会の一般的意見 12 号 (2009 年) に照らし、委員会は、締約国が、あらゆる場面（学校その他の子ども施設、家庭、地域コミュニティ、裁判所および行政機関ならびに政策策定プロセスを含む）において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。

#### 4. 市民的権利および自由（条約第7条、第8条、第13～17条、第19条および第37条(a)）

##### 【出生登録】

45. 委員会は、締約国の多くの規則が、一定の状況下にある親、とくに子どもの出生を登録することのできない資格外滞り移住者のもとに生まれた子どもの出生登録の可能性を制約する効果を有しているという、前回の総括所見（CRC/C/15/Add.231）に掲げられた懸念をあらためて繰り返す。これらの規則が存在する結果、多くの子どもが登録されず、このような子どもが法律上無国籍となる状況が生み出されている。
46. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) すべての子どもの登録を確保し、かつ子どもを法律上の無国籍状態から保護するため、条約第7条の規定にしたがい、国籍および市民権に関わる法律および規則を改正すること。
  - (b) 無国籍者の地位に関する条約（1954年）および無国籍の削減に関する条約（1961年）の批准を検討すること。

##### 【体罰】

47. 学校における体罰が明示的に禁じられていることには留意しつつ、委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての体罰を禁ずることを差し控えた東京高等裁判所の曖昧な判決（1981年）に、懸念とともに留意する。委員会はさらに、家庭および代替的養護現場における体罰が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性について不明確であることを懸念する。
48. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。
- (a) 家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。
  - (b) あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。
  - (c) 体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む広報プログラムを実施すること。

##### 【子どもに対する暴力に関する国連研究のフォローアップ】

49. 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究（A/61/299）について、委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 東アジア・太平洋地域協議（バンコク、2005年6月14～16日）の成果および勧告を考慮しながら、子どもに対する暴力に関する国連研究の勧告を実施するためにあらゆる必要な措置をとること。
  - (b) 以下の勧告に特段の注意を払いながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関わる同研究の勧告の実施を優先させること。
    - (i) 子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止すること
    - (ii) 子どもとともにおよび子どものために活動しているすべての者の能力を増進させること。
    - (iii) 回復および社会的再統合のためのサービスを提供すること。

- (iv) アクセスしやすく、子どもにやさしい通報制度およびサービスを創設すること。
- (v) 説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。
- (vi) 国レベルの体系的なデータ収集および調査研究を発展させ、かつ実施すること。
- (c) すべての子どもがあらゆる形態の身体的、性的および心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力および虐待を防止しかつこれに対応するための具体的な（かつ適切な場合には期限を定めた）行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、かつとくに子どもの参加を得ながら、これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。
- (d) 次回の報告書において、締約国による同研究の勧告の実施に関わる情報を提供すること。
- (e) 子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表と協力し、かつ同代表を支援すること。

## 5. 家庭環境および代替的養護

(条約第5条、第18条（第1～2項）、第9～11条、第19～21条、第25条、第27条（第4項）および第39条）

### 【家庭環境】

50. 日本社会で家族の価値が不朽の重要性を獲得していることは承知しつつ、委員会は、親子関係の悪化にともなって子どもの情緒的および心理的ウェルビーイングに否定的影響が生じており、子どもの施設措置という結果さえ生じていることを示す報告があることを懸念する。委員会は、これらの問題が、高齢者介護と若年層のケアとの間で生じる緊張、ならびに、貧困がとくにひとり親世帯に及ぼす影響に加え、学校における競争、仕事と家庭生活の両立不可能性等の要因から生じている可能性があることに留意する。
51. 委員会は、締約国が家族を支援しかつ強化するための措置を導入するよう勧告する。そのための手段としては、子育ての責任を履行する家族の能力を確保する目的で男女双方を対象として仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること、親子関係を強化すること、および、子どもの権利に関する意識啓発を図ることなどがあげられる。委員会はさらに、社会サービス機関が、子どもの施設措置を防止するためにも、不利な立場に置かれた子どもおよび家族に優先的に対応し、かつ適切な金銭的、社会的および心理的支援を提供するよう勧告する。

### 【親のケアを受けていない子ども】

52. 委員会は、親のケアを受けていない子どもを対象とする、家族を基盤とした代替的養護に関する政策が存在しないこと、家族から引き離されて養護の対象とされる子どもの人数が増えていること、小集団の家庭型養護を提供しようとする努力にも関わらず多くの施設の水準が不十分であること、および、代替的養護施設において子どもの虐待が広く行なわれているという報告があることに、懸念とともに留意する。これとの関連で、委員会は、遺憾ながら広く実施はされていないものの、苦情申立て手続が設けられたことに留意する。委員会は、里親が義務的研修を受け、かつ増額された手当を受給していることを歓迎するが、一部類型の里親が金銭的支援を受けていないことを懸念する。
53. 委員会は、第18条に照らし、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
  - (a) 子どもの養護を、里親家庭、または居住型養護における小集団編成のような家庭的環境のもとで提供すること。
  - (b) 里親養護を含む代替的養護現場の質を定期的に監視し、かつ、あらゆる養護現場による適切な最低

基準の遵守を確保するための措置をとること。

- (c) 代替的養護現場における児童虐待を調査し、かつその責任者を訴追するとともに、虐待の被害者が苦情申立て手続、カウンセリング、医療的ケアその他の適切な回復援助にアクセスできることを確保すること。
- (d) 金銭的支援がすべての里親に提供されるようにすること。
- (e) 「子どもの代替的養護に関する国連指針」(国連総会決議 A/RES/64/142 参照) を考慮すること。

#### 【養子縁組】

- 54. 委員会は、養親またはその配偶者の直系卑属である子どもの養子縁組が司法機関による監督または家庭裁判所の許可を受けずに行なえることに、懸念とともに留意する。委員会はさらに、国外で養子とされた子どもの登録機関が存在しないことを含め、国際養子縁組が十分に監督されていないことを懸念する。
- 55. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
  - (a) すべての養子縁組が司法機関による許可の対象とされ、かつ子どもの最善の利益にしたがって行なわれること、および、養子とされたすべての子どもの登録機関が維持されることを確保するための措置をとり、かつこれを効果的に実施すること。
  - (b) 国際養子縁組についての子の保護および協力に関するハーグ第 33 号条約（1993 年）の批准を検討すること。

#### 【児童虐待およびネグレクト】

- 56. 委員会は、虐待防止のための機構を定めかつ執行する、児童虐待防止法および児童福祉法の改正等の措置を歓迎する。しかしながら委員会は、民法上の「親権」概念によって「包括的支配」を行なう権利が与えられていることおよび親が過大な期待を持つことにより、子どもが家庭で暴力を受けるおそれが生じていることを依然として懸念する。委員会は、児童虐待の発生件数が増え続けていることに、懸念とともに留意する。
- 57. 委員会は、締約国が、以下のものを含む措置をとることにより、児童虐待の問題に対応する現在の努力を強化するよう勧告する。
  - (a) 虐待およびネグレクトの否定的影響に関する公衆教育プログラム、および、家族発達プログラムを含む防止プログラムを実施することにより、積極的な、非暴力的形態のしつけを促進すること。
  - (b) 家庭および学校で虐待の被害を受けた子どもに十分な保護を提供すること。

## 6. 基礎保健および福祉

(条約第 6 条、第 18 条 (第 3 項)、第 23 条、第 24 条、第 26 条および第 27 条 (第 1～3 項))

#### 【障害のある子ども】

- 58. 委員会は、締約国が、障害のある子どもを支援し、学校における交流学習を含む社会参加を促進し、かつその自立を発達させることを目的として、法律の採択ならびにサービスおよび施設の設置を進めてきたことに留意する。委員会は、根深い差別がいまなお存在すること、および、障害のある子どものための措置が注意深く監視されていないことを、依然として懸念する。委員会はまた、必要な設備および便益を用意するための政治的意思および財源が欠けていることにより、障害のある子どもによる教育への

アクセスが引き続き制約されていることにも、懸念とともに留意する。

59. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 障害のあるすべての子どもを全面的に保護するために法律の改正および採択を行なうとともに、進展を注意深く記録し、かつ実施における欠点を明らかにする監視システムを確立すること。
- (b) 障害のある子どもの生活の質を高め、その基本的ニーズを満たし、かつそのインクルージョンおよび参加を確保することに焦点を当てた、コミュニティを基盤とするサービスを提供すること。
- (c) 存在している差別的態度と闘い、かつ障害のある子どもの権利および特別なニーズについて公衆の感受性を高めること、障害のある子どもの社会へのインクルージョンを奨励すること、ならびに、意見を聴かれる子どもおよびその親の権利の尊重を促進することを目的とした、意識啓発キャンペーンを実施すること。
- (d) 障害のある子どものためのプログラムおよびサービスに対して十分な人的資源および財源を提供するため、あらゆる努力を行なうこと。
- (e) 障害のある子どものインクルーシブ教育のために必要な便益を学校に備えるとともに、障害のある子どもが希望する学校を選択し、またはその最善の利益にしたがって普通学校と特別支援学校との間で移行できることを確保すること。
- (f) 障害のある子どものためにおよびそのような子どもとともに活動している非政府組織（NGO）に対し、援助を提供すること。
- (g) 教職員、ソーシャルワーカーならびに保健・医療・治療・養護従事者など、障害のある子どもとともに活動している専門的職員を対象とした研修を行なうこと。
- (h) これとの関連で、障害のある人の機会均等化に関する国連基準規則（国連総会決議 48/96）および障害のある子どもの権利に関する委員会の一般的意見 9 号（2006 年）を考慮すること。
- (i) 障害のある人の権利に関する条約（署名済み）およびその選択議定書（2006 年）を批准すること。

#### 【メンタルヘルス】

60. 委員会は、著しい数の子どもが情緒的ウェルビーイングの水準の低さを報告していること、および、親および教職員との関係の貧しさがその決定要因となっている可能性があることを示すデータに留意する。委員会はまた、発達障害者支援センターにおける注意欠陥・多動性障害（ADHD）の相談数が増えていることにも留意する。委員会は、ADHD の治療に関する調査研究および医療専門家の研修が開始されたことを歓迎するが、この現象が主として薬物によって治療されるべき生理的障害と見なされていること、および、社会的決定要因が正当に考慮されていないことを懸念する。
61. 委員会は、締約国が、子どもおよび思春期の青少年の情緒的および心理的ウェルビーイングの問題に、あらゆる環境における効果的支援を確保する学際的アプローチを通じて対応するための効果的措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国が、ADHD の診断数の推移を監視するとともに、この分野における調査研究が製薬産業とは独立に実施されることを確保するようにも勧告する。

#### 【保健サービス】

62. 委員会は、行動面に関わる学校の期待を満たさない子どもが児童相談所に送致されることに、懸念とともに注目する。委員会は、専門的処遇の水準（意見を聴かれる子どもの権利の実施および子どもの最善の利益の考慮を含む）に関する情報が存在しないことを懸念するとともに、成果の体系的評価が利用されていないことを遺憾に思う。

63. 委員会は、締約国が、児童相談所システムおよびその作業方法に関する独立の調査（リハビリテーションの成果に関する評価も含む）を委託し、かつ、このレビューの結果に関する情報を次回の定期報告書に含めるよう勧告する。

#### 【HIV / AIDS】

64. 委員会は、HIV / AIDS その他の性感染症の感染率が上昇していること、および、これらの健康問題に関する思春期の青少年向けの教育が限定されていることに懸念を表明する。
65. 委員会は、締約国が、学校カリキュラムにリプロダクティブ・ヘルス〔性と生殖に関わる健康〕教育が含まれることを確保し、かつ思春期の青少年に対して自己のリプロダクティブ・ライツ〔性と生殖に関わる権利〕に関する情報（10代の妊娠および HIV / AIDS を含む性感染症の予防に関するものを含む）を全面的に提供するとともに、思春期の健康および発達に関する委員会の一般的意見 4 号（2003 年）を考慮に入れながら、HIV / AIDS その他の性感染症の予防のためのすべてのプログラムに思春期の青少年が容易にアクセスできることを確保するよう勧告する。

#### 【十分な生活水準に対する権利】

66. 対話の際、委員会は、すべての子どもを対象とする改善された子ども手当制度が 2010 年 4 月から施行された旨の情報を提供されたが、この新たな措置が、貧困下で暮らしている人口の割合（15%）を、生活保護法およびひとり親家庭（とくに女性が世帯主である世帯）を援助するためのその他の措置のような現在適用されている措置よりも効果的に低下させることにつながるかどうかを評価するためのデータは、利用可能とされていない。委員会は、財政政策および経済政策（労働規制緩和および民営化戦略等）が、賃金削減、女性と男性の賃金格差ならびに子どものケアおよび教育のための支出の増加により、親およびとくにシングルマザーに影響を与えている可能性があることを懸念する。
67. 委員会は、締約国が子どもの貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告する。そのための手段には、貧困の複雑な決定要因、発達に対する子どもの権利およびすべての家族（ひとり親家族を含む）に対して確保されるべき生活水準を考慮に入れながら、貧困削減戦略を策定することも含まれる。委員会はまた、締約国に対し、親は子育ての責任を負っているために労働の規制緩和および流動化のような経済戦略に対処する能力が制約されていることを考慮に入れるとともに、金銭的その他の支援の提供によって、子どものウェルビーイングおよび発達にとって必要な家族生活を保障することができているかどうか、注意深く監視するよう促す。

#### 【子どもの扶養料の回復】

68. 子どもの扶養料の回復を図ることを目的とした民事執行法の制定（2004 年）には留意しつつ、委員会は、別居または離婚した親（出国した者を含む）の多く（ほとんどは父親）が扶養義務を果たしていないこと、および、未払いの扶養料を回復するための現行手続が十分ではないことを懸念する。
69. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 婚姻しているか否かに関わらず、両方の親がその子どもの扶養に公平に貢献すること、および、いずれかの親が義務を履行しない場合に扶養義務が効果的に回復されることを確保する、現行の法律および措置の実施を強化すること。
- (b) 新たな機構（すなわち、債務不履行の親の扶養義務を履行し、かつ、その後、適切な場合には民事上または刑事上の法律を通じて未払金を回収する国家基金）を設立し、扶養料の支払いがこの機構を

通じて回復されることを確保すること。

- (c) 親責任および子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行および協力に関するハーグ第 34 号条約（1996 年）を批准すること。

## 7. 教育、余暇および文化的活動（条約第 28 条、第 29 条および第 31 条）

### 【教育（職業訓練および職業指導を含む）】

70. 委員会は、日本の学校制度によって学業面で例外的なほど優秀な成果が達成されてきたことを認めるが、学校および大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず過度の競争に関する苦情の声があがり続けていることに、懸念とともに留意する。委員会はまた、このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する。
71. 委員会は、学業面での優秀な成果と子ども中心の能力促進とを結合させ、かつ、極端に競争的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、締約国が学校制度および大学教育制度を再検討するよう勧告する。これとの関連で、締約国は、教育の目的に関する委員会の一般的意見 1 号（2001 年）を考慮するよう奨励される。委員会はまた、締約国が、子ども同士のいじめと闘う努力を強化し、かつそのような措置の策定に子どもたちの意見を取り入れるよう勧告する。
72. 委員会は、中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学入学試験の受験資格を得られない場合があることも懸念する。
73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。
74. 委員会は、日本の歴史教科書においては歴史的出来事に対する日本側の解釈しか記述されていないため、地域の異なる国々出身の子どもの相互理解が増進されていないという情報があることを懸念する。
75. 委員会は、締約国が、検定教科書においてアジア・太平洋地域の歴史的出来事に関するバランスのとれた見方が提示されることを確保するよう勧告する。

### 【遊び、余暇および文化的活動】

76. 委員会は、締約国が休息、余暇および文化的活動に対する子どもの権利を想起するよう求めるとともに、公共の場所、学校、子ども施設および家庭における子どもの遊び時間その他の自主的活動を促進しかつ容易にするとりくみを支援するよう勧告する。

## 8. 特別な保護措置

（条約第 22 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 37 条 (b) および (d)、第 30 条ならびに第 32～36 条）

### 【保護者のいない難民の子ども】

77. 委員会は、犯罪活動の疑いが存在しない場合でさえ庇護希望者の子どもを収容する慣行が広く行なわれ

ていること、および、保護者のいない庇護希望者の子どもをケアする機構が確立されていないことに懸念を表明する。

78. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 庇護希望者の子どもの収容を防止し、このような子どもの入管収容施設からの即時放免を確保し、かつ、このような子どもに宿泊所、適切なケアおよび教育へのアクセスを提供するため、正式な機構の確立等を通じて即時的措置をとること。
- (b) 公正かつ子どもに配慮した難民認定手続のもと、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されることを確保しながら、保護者のいない子どもの庇護申請の処理を迅速に進めるとともに、後見人および法定代理人を任命し、かつ親その他の近親者の所在を追跡すること。
- (c) 国連難民高等弁務官 (UNHCR) の「子どもの最善の利益の公式な決定に関するガイドライン」および「難民の保護およびケアに関するガイドライン」を考慮しながら、難民保護の分野における国際基準を尊重すること。

#### 【人身取引】

79. 委員会は、人身取引を刑法上の犯罪と定めた刑法改正（2005年7月施行）および2009年の「人身取引対策行動計画」を歓迎する。しかしながら委員会は、同行動計画のために用意された資源、調整および監視のための機関、ならびに、人身取引対策がとくに子どもに与える影響についての情報が存在しないことに留意する。

80. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) とくに子どもの人身取引に対応するための措置の効果的監視を確保すること。
- (b) 人身取引の被害者に対し、身体的および心理的回復のための援助が提供されることを確保すること。
- (c) 行動計画の実施に関する情報を提供すること。
- (d) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、とくに女性および子どもの取引を防止し、抑止および処罰するための議定書（2000年）を批准すること。

#### 【性的搾取】

81. 委員会は、締約国の第2回定期報告書の審査後も留意された、買春によるものも含む子どもの性的搾取件数が増えていることに対する懸念をあらためて繰り返す。

82. 委員会は、子どもの性的搾取の事件を捜査しかつ加害者を起訴するとともに、性的搾取の被害者に対してカウンセリングその他の回復援助を提供する努力を締約国が強化するよう勧告する。

#### 【少年司法の運営】

83. 委員会は、2000年の少年法改正においてむしろ懲罰的なアプローチが採用され、罪を犯した少年の権利および司法上の保障が制限されてきた旨の、締約国の第2回報告書（CRC/C/104/Add.2）の検討を受けて2004年2月に表明した前回の懸念（CRC/C/15/Add.231）をあらためて繰り返す。とりわけ、刑事責任年齢〔刑事処分量〕が16歳から14歳に引き下げられたことにより、教育的措置がとられる可能性が低くなり、14～16歳の多くの子どもが矯正施設への収容の対象とされている。また、重罪を犯した16歳以上の子どもは刑事裁判所に送致される可能性があり、審判前の身体拘束（観護措置）期間は4週間から8週間に延長され、かつ、非職業裁判官制度である裁判員制度は、専門機関である少年〔家庭〕裁判所による、罪を犯した子どもの処遇の障害となっている。

84. 委員会はさらに、成人刑事裁判所に送致される少年の人数が顕著に増加していることを懸念するとともに、法に抵触した子どもに認められている手続的保障（弁護士にアクセスする権利を含む）が制度的に実施されていないため、とくに自白の強要および不法な捜査実務が行なわれていることを遺憾に思う。委員会はまた、少年矯正施設における被収容者への暴力が高い水準で行なわれていること、および、少年が審判前に成人とともに勾留される可能性があることも懸念する。
85. 委員会は、締約国に対し、少年司法における子どもの権利に関する委員会の一般的意見 10 号（2007 年）を考慮に入れながら、少年司法制度を条約、とくに第 37 条、第 40 条および第 39 条、ならびに、少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）、少年非行の防止のための国連指針（リャド・ガイドライン）、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（ハバナ規則）および刑事司法制度における子どもに関する行動についてのウィーン指針を含む少年司法分野のその他の国連基準と全面的に一致させる目的で、少年司法制度の機能を再検討するよう促す。とりわけ委員会は、締約国がとくに以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 子どもが刑事司法制度と接触することにつながる社会的条件を解消するために家族およびコミュニティの役割を支援するなどの防止措置をとるとともに、その後のスティグマを回避するためにあらゆる可能な措置をとること。
  - (b) 刑事責任〔刑事処分〕に関する最低年齢との関連で法律を見直し、従前の 16 歳に引き上げることを検討すること。
  - (c) 刑事責任年齢に達していない子どもが刑法犯として扱われまたは矯正施設に送られないこと、および、法に抵触した子どもが常に少年司法制度において対応され、専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないことを確保するとともに、このような趣旨で裁判員制度を見直すことを検討すること。
  - (d) 現行の法律扶助制度の拡大等により、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的その他の援助を提供されることを確保すること。
  - (e) 可能な場合には常に、保護観察、調停、地域奉仕命令または自由剥奪刑の執行停止のような、自由の剥奪に代わる措置を実施すること。
  - (f)（審判前および審判後の）自由の剥奪が最後の手段として、かつ可能なかぎり短い期間で適用されること、および、自由の剥奪がその中止の観点から定期的に再審査されることを確保すること。
  - (g) 自由を奪われた子どもが、審判前の身体拘束の時期も含め、成人とともに収容されず、かつ教育にアクセスできることを確保すること。
  - (i) [(h)] 少年司法制度に関わるすべての専門家が関連の国際基準に関する研修を受けることを確保すること。

#### 【マイノリティまたは先住民族の集団に属する子ども】

86. アイヌ民族の状況を改善するために締約国がとった措置には留意しながらも、委員会は、アイヌ、コリアン、部落その他のマイノリティの子どもが引き続き社会的および経済的周縁化を経験していることを懸念する。
87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

## 9. フォローアップおよび普及

### 【フォローアップ】

88. 委員会は、とくに、これらの勧告を高等〔最高〕裁判所、内閣および国会の構成員ならびに適用可能な場合には地方政府に送付して適切な検討およびさらなる行動を求めることにより、これらの勧告が全面的に実施されることを確保するためにあらゆる適切な措置をとるよう勧告する。

### 【総括所見の普及】

89. 委員会はさらに、条約、その実施および監視に関する意識を促進する目的で、第3回定期報告書、締約国が提出した文書回答およびこの総括所見を、公衆一般、市民社会組織、メディア、若者グループ、専門家グループおよび子どもたちが、インターネット等も通じ、日本の言語で広く入手できるようにすることを勧告する。

### 【次回報告書】

90. 委員会は、締約国に対し、第4回・第5回統合報告書を2016年5月21日までに提出するように求める。報告書は120ページを超えるべきではなく（CRC/C/118参照）、かつこの総括所見の実施に関する情報が記載されるべきである。
91. 委員会はまた、締約国に対し、2006年6月の第5回人権条約機関委員会間会合で承認された統一報告ガイドライン（HRI/MC/2006/3）に掲げられた共通コア・ドキュメントについての要件にしたがい、最新のコア・ドキュメントを提出するよう求める。

注：〔 〕は訳者による補足。

Report

# 4

## 第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

# 日本語を母語としない親子のための 高校進学ガイダンス

東京・日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会

実行委員長 角田 仁

1

### 実施の概要

背景 移民社会化する日本と多文化共生社会

毎年報告される法務省の統計によれば、日本全国における外国人登録数はすでに 200 万人を越え、「平成 20 年末現在の外国人登録者数は、221 万 7,426 人で過去最高を記録し、19 年末と比べ 6 万 4,453 人 (3.0%)、10 年末に比べ 70 万 5,310 人 (46.6%) の増加となっており、「外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成 20 年末現在におけるその割合は、我が国の総人口 1 億 2,769 万 2,000 人 (総務省統計局「平成 19 年 10 月 1 日現在推計人口」による) の 1.74%に当たり、19 年末の 1.69%と比べ 0.05 ポイント高くなっており、過去最高を示している」とされている。

また、日本社会の労働力不足を背景にして、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受け入れが開始されたが、日本側の日本語試験等の高いハードルにより、現実には正規の受け入れ労働者は極めて少数にとどまっている。

しかしながら、上記の国レベルでの外国人労働者の受け入れとは別に、さまざまな形で外国人労働者の受け入れが事実上すすんでいること

は周知の事実であり、労働者と家族の定住化は顕著になっている。国際結婚も増加し、国籍は日本でも、外国につながる子どもたちが着実に増えている。このような状況は、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等の国々と同様に、多くの外国人労働者が母国へ帰国する割合が減少し、日本社会のメンバーとして、すなわち移民として定着しつつある、すなわち、日本社会の移民社会化あるいは多文化・多民族共生社会が着実にすすんでいるといつてよい。

にもかかわらず、日本社会は教育の分野において対応が充分できていないことが各方面から指摘されている。

日本語を母語としない、

外国につながる子どもたちの状況

日本の学校教育においては、これまでも小・中学校に入ってきた、外国につながる子ども・日本語を母語としない子どもに対しての日本語支援、学校教育全体における対応への準備や制度、教育内容等におけるさまざまな課題が指摘されている。とくに後期中等教育における課題として、高校進学率の低さ (全国平均で 50% 前後、正確な数字は公表されていない、推測の数字) などさまざまな問題がすでに指摘されて

いる。日本人の子どもの高校進学率が95%を超えているのに対し、外国につながる子どもたち、日本語を母語としない子どもたちの50%前後という実に低い高校進学率は、著しい教育的格差といえる。とくに中学生段階で来日した外国につながる子どもたちが、日本語を母語としない子どもたちが、来日して非常に短い期間で、日本ネイティブの子どもたちと同様な条件で高校入試を受けることは実に大きなハンディとなっている。この教育上の不平等は、世界人権宣言や子どもの権利条約に照らしてみれば、子どもの人権保障という観点から実に大きな問題である。

日本語を母語としない子どもたち、外国につながる子どもたちの高校進学率が低い要因の一つとして、その家族が、日本の教育制度や高校入試等についての理解が著しく不足している点にある。日本語の力が不足していることで、日本の高校入試のシステムが理解できず、自分がどこの、どのような高校に入学できるのかどうか、また入試のためにどのような勉強と準備が必要なのか知られていないことが大きい。さらに高校卒業後にどのような職業生活を送るのか、あるいは専門学校や大学、短大へ進学したいのかについてのキャリア設計を含め、日本社会で生きていくための展望や目的が不明確なケースが多く、そのための準備をすすめることができていないとも指摘されている。

このため、日本の高校に入学することの意義や必要性について理解されないまま、高校進学を断念してしまう子どもたちが多くいるのではないと思われる。高校進学率が50%であるということの意味は、中学卒のままにいる子

もたちが残りの半分であるということに他ならない。この子どもたちが現在どのような状況にあるのか、どのような生活を送っているかについては、昨年度と同様に残念ながら正確な追跡調査がされておらず、放置されたままになっている。

そして、日本に在住する日本語を母語としない子どもたち、外国につながる子どもたちの保護者の多くが、日本語によるコミュニケーションがとれずに、地域社会の中で孤立し、日本社会で生きていくことがきわめて困難な状況に置かれていることも課題である。子どもとその家族が置かれている現在の状況は、日本社会における人権問題である。

## 東京都における教育の現状と課題

東京都における外国人登録数は、2010年4月にはついに41万人を超え、人口の約3%に到達しており、日本全体でもトップの数字である。

具体的な数字は、小学生：5,278人、中学生：2,443人、高校生：937人（全日制648人、定時制・通信制289人）、合計8,658人である（都教委調査：2007年5月）が、都立高校の教職員組合（都高教）の調査（2007年）によれば、都立高校の外国につながる生徒数は、1,070人（全日制723人：0.6%：347人：2.5%）にのぼっている。内訳は、中国257人、韓国・朝鮮137人、フィリピン81人、全体で33の国と地域である。

さらにこの人数の中で、「日本語指導を必要とする外国人児童・生徒」を抽出してみると、小学生：1,216人、中学生：798人、高校生：180人、中等教育学校：3人、計2,203人であり、



愛知、静岡、神奈川に次ぎ第4位である（文科省調査 2008年9月）ことが理解できる。

とくに、日本語を母語としない子ども、外国につながる子どもの多くは、都立の定時制高校に入学していることが分かる。その理由は、第一に、入学が比較的しやすいこと、四次入試まで実施していた高校がある一方で、都教委の指導で「定数内不合格」は原則できないため多くの生徒が合格できたこと、第二に、家庭的な雰囲気があり、少人数クラスで多様な生徒を受け入れてきた、外国につながる生徒への定時制教職員の理解もそれなりにあったこと、第三に、経済的な理由、家庭の経済的事情で定時制高校を希望する生徒が多いことがあげられる。しかし、定時制高校はもとより、都立高校においては、日本語支援が制度として確立されておらず、一部の教科だけの「取り出し授業」しか実施されていないのが実状である。

さらにある都立高校定時制では、全校生徒およそ180人のところ、外国につながる生徒は32人であり全校生徒の実に約18%を占めている。生徒たちの国籍、母語、ルーツは多様である。そして、2008年度（約150人中12人：約8%）、2009年度（約150人中22人：約15%）、2010年度（約180人中32人：約18%）と増加している。

このように都立高校のとくに定時制高校において、多文化化がすすんでいるにもかかわらず、都立高校の入試の壁は年々厳しくなっている。すでに知られているように夜間定時制高校はかつて約100校あったが、都教委の統廃合計画により、55校程度に大幅に減少させられた結果、とくに都内の多摩地域や東部地域で定時制高校

にも入学できない状況が近年生じている。2010年度において、急速臨時の増学級によって、定時制高校10校が新入生のためのクラス増を行ったことは報道等で知られている。

このため、日本語を母語としない子どもたち、外国につながる子どもたちの高校への進学はハードルが高くなったといえる。このことが低い高校進学率を一段と固定化し、不平等と格差を一層推し進めることにつながらないか危惧されているところである。

とくに東京都の特徴として、他県の集中地域との違いがあげられる。たとえば、群馬県、栃木県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県など、大小の多くの工場が集中し、産業がその地域の特徴としてあるところにおいては、外国人労働者とその家族が集住することが顕在化しているのに対して、東京においては、多国籍、多言語、多民族が全国でも際だって多様であるにもかかわらず、地域的な集住がみられない、つまり、外国人登録者数が圧倒的に多いにも関わらず、地域の中で当事者が顕在化しにくいと言われている。

このような特徴のため、東京都においては、日本語を母語としない子ども、外国につながる子どもたちへのさまざまなとりくみが、他県の集住地域に比べて遅れていると指摘されている。たとえば、神奈川県、埼玉県などにおいては、教育行政（教育委員会等）とNPOやボランティア団体等とが連携して高校進学情報などを当事者に周知するシステムが取り入れられているが、東京都においては、2005年より「日本語を母語としない親子のための東京都・高校進学ガイダンス実行委員会」に対して教育委員

会による後援にとどまっている。

「日本語を母語としない親子のための東京都高校進学ガイダンス実行委員会」では、外国につながる親子、日本語を母語としない親子のために、主に高校進学に向けての最低限度の知識や日本の教育制度、高校進学の意義などについて理解を深めてもらうことをめざし、2001年度より年2回のガイダンスを実施してきた。最近では、毎年200人を越える参加者があり、日本語を母語としない親子、外国につながる親子がいかに日本の教育情報を必要としているのかがよくわかった。また、毎回参加者に対して、多文化共生センター東京が中心になってアンケートをおこない、参加した子どもたちの状況をデータとして公表し、教育行政など関係機関への働きかけをすすめてきた。

2008年6月には文部科学省が「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」を出し、教育に関わるさまざまなレベルで外国につながる親子、日本語を母語としない親子の受け入れについて推進することを提言している。さらに2009年12月に「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会（主宰：中川正春文部科学副大臣）」を設置し、有識者等から意見を伺い、ニューカマーと呼ばれる外国人の子どもたちの日本語教育だけでなく公立学校における受け入れについてなど、多くの課題が話し合われている。今後この内容についても注目していきたい。

## 2009年度の実施概要について

### 新しく多摩地域での開催

2009年度は、これまでと同様に「多文化共生センター東京」、「カトリック東京国際セン

ター」、「多文化共生教育研究会」、「世界の子もたちと手をつなぐ学生の会」のNPO/ボランティア団体など4団体による実行委員会により、7月と10月の計2回、「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」を開催してきたが、7月に新たに多摩地区でのガイダンスを立ち上げることができた。

具体的には、「武蔵野市国際交流協会（MIA）」と「ピナット」の二つの支援団体が主催となり、JR中央線の武蔵境にあるスイングビルにおいて7月12日に実施することができ、この地域における日本語を母語としない親子に対する支援が可能となった。

武蔵野でのガイダンスは、広尾でのガイダンスと同様に、日本語を母語としない親子に対して、学校の制度や高校進学についての具体的な情報を提供するとともに、ボランティアやNPOによる学習支援・日本語支援に継続的につながることができるようにとりくんだ。

参加者数は、7月は広尾が102人、武蔵野が101人の計203人、10月の広尾は117人であり、合わせて320人と実に多くの参加者があった。

ガイダンスの第1部では、教員ボランティアたちを中心として、日本の教育制度と都立高校と私立高校、通信制、サポート校などの入試の仕組みについて説明を行った。昨年度と同様、夏は7言語（英・中・韓・スペイン・タガログ、タイ、ミャンマー）で、秋も同様に、7言語、30人を超す通訳者を配置し、言語ごとにグループを作り通訳を行った。

また、今年度から、子どもたちによる歌と踊りのパフォーマンスを取り入れた。おもに多文化共生センター東京に在籍している高校生たち



で、ヒップホップなど若者たちによる歌と踊りは参加者たちに感銘を与えていた。

ガイダンスの第2部では、昨年度と同様に、高校生になった先輩から、日本に来て大変だった事や困難であったこと、受験をどのように乗り越えたのかなど、当事者として話をしてもらった。日本語を母語としない子どもたちは、学校や地域において、コミュニケーションがとれない、言葉が通じないなどさまざまなハンディがあるなかでの生活を余儀なくされており、地域で孤立しているケースが多い。アイデンティティが不安定ななかで、自尊心が持てず、自信を喪失している子どもたちもみられる。日本語の習得をめざすとともに、教科の学習もしなければならず、多くの子どもたちが不安を抱え、とまどっているのが実情である。この意味で、ガイダンスにおける体験者の話は、参加してきた親子にとって不安を解消するために意義があった。

体験談終了後は、例年通り、個別の教育相談も実施した。個別相談では、都立高校、私立高校、通信制サポート校の教員が中心となり、参加者からのさまざまな疑問や不安などの声に対応した。多くの高校教員が参加し個別相談をするなかで、実にさまざまな相談内容が今年も寄せられた。

#### (1) 主催、後援など

- 実 施：東京都進路ガイダンス実行委員会  
(CCS、多文化共生教育研究会、多文化共生センター東京、CTIC、武蔵野市国際交流協会／MIA、ピナット)
- 主 催：特定非営利活動法人多文化共生セ

#### ンター東京

- 後 援：東京都教育委員会
- 協 賛：ICA 地球ひろば
- 賛 同：東京都高等学校教職員組合、東京都立学校教職員組合
- 助 成：子どもの人権連

#### (2) ガイダンス参加者集計

<春の進学ガイダンス>

<広尾：7月5日>

■参加者 120人

・内訳

45家族（親のみ／子どものみ含む）＋18人（見学者）

#### 【詳細】

対象生	44人
親	51人
付き添いほか	7人
見学者	18人

・国別内訳（見学者を除く）

中国	66人：30家族 (子ども28人、親36人、その他2人)
フィリピン	19人：7家族 (子ども8人、親9人、その他2人)
タイ	10人：4家族 (子ども4人、親4人、その他2人)
ミャンマー	5人：2家族 (子ども2人、親2人、その他1人)
パキスタン	1人：1家族 (子ども1人)
キルギス	1人：1家族 (子ども1人)

<武蔵野：7月12日>

■参加者：123人

・内訳

49家族(親のみ/子どものみ含む) + 22人(見学者)

【詳細】

対象生	41人
親	50人
付き添いほか	10人
見学者	22人

・国別内訳(見学者を除く・受付名簿による)

中国	52人：24家族 (子ども17人、親28人、その他7人)
フィリピン	28人：15家族 (子ども14人、親12人、その他2人)
コロンビア	5人：2家族 (子ども2人、親2人、その他1人)
ウズベキスタン	4人：1家族(子ども1人、親2人)
ペルー	4人：2家族(子ども2人、親2人)
韓国	3人：2家族(子ども1人、親2人)
アメリカ	2人：1家族(子ども1人、親1人)
日本	1人：1家族(子ども1人)

□実施：東京都進路ガイダンス実行委員会  
(CCS、多文化共生教育研究会、多文化共生センター東京、CTIC、武蔵野市国際交流協会/MIA、ピナット)

□主催：武蔵野市国際交流協会/MIA、

□後援：東京都教育委員会

<秋の進学ガイダンス>

<広尾：10月4日>

■参加者：125人

中国	65人：35家族
フィリピン	28人：16家族
韓国	4人：2家族
タイ	4人：2家族
ミャンマー	4人：3家族
ペルー	4人：2家族
コロンビア	3人：1家族
ベトナム	2人：1家族
モンゴル	2人：1家族
マレーシア	1人：1家族
見学者	8人

□実施：東京都進路ガイダンス実行委員会  
(CCS、多文化共生教育研究会、多文化共生センター東京、CTIC、武蔵野市国際交流協会/MIA、ピナット)

□主催：特定非営利活動法人多文化共生センター東京

□後援：東京都教育委員会

□協賛：JICA 地球ひろば

□賛同：東京都高等学校教職員組合、東京都公立学校教職員組合

□助成：子どもの人権連

## 第12回 「子どもの権利条約具体化のための実践」

### 助成事業募集要項

子どもの人権連事務局

#### 趣旨

「子どもの権利条約」が国連で採択されて20年、日本で批准されて15年が過ぎました。そして、今年6月には国連子どもの権利委員会から第3回政府報告書に対する勧告が出されました。

いまだ、条約の認知度は高いとは言えませんが、一方でこの条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうしたところみをさらに奨励し、機関誌等を通じてこれを広める趣旨で、助成事業をおこなうことといたします。ふるってご応募下さい。

#### 応募内容

—子ども自身の企画・運営—

学校、職場、地域などでの、たとえば、

\*子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり

\*子どもの権利を確立するためのこころみ

\*子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお

子ども自身が主体となって、なんらかの形でかかわっているもの(かかわる予定のもの)に限ります。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

#### 応募方法

まずe-mail、電話、faxにて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別添1200字から1600字程度で活動(予定を含む)の概要を書いて頂き(写真や資料等も貼付も可)、事務局に郵送してください。(資料等は返却しません)なお、送付物はA4版のみとしてください。活動の概要には、子どもの参加の状況(どのような形で何人くらい、など)、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定(抱負)もあれば記述して下さい。

#### ◆助成費(活動費の一部として)

1件10万円を上限とし、10件程度(総額100万円)

(助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただけます。)

#### ◆応募締切

2011年4月28日(木)必着

#### ◆結果発表

発表は2011年5月中旬。応募された方全員に結果をお知らせするとともに、直近の子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』誌上、および、子どもの人権連HP(<http://www.jinken-kodomo.net/>)でも発表します。

#### ◆実践報告

5000字程度で活動報告書を提出していただけます。

(子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます。)

#### ◆その他

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

[kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)(子どもの人権連事務局)



### ■ 2010/7/16 【朝日新聞】

#### 男性の育休取得率、 昨年度 1.7% 中小企業導入に遅れ

2009年度の育児休業の取得率は、女性が85.6%で前年度より5ポイント減る一方、男性は前年度比0.49ポイント増の1.72%だった。厚生労働省が16日発表した。男性の取得率は過去最高を記録したが、水準は依然低く、「17年度までに10%」とする国の目標との差は大きい。09年度の育休取得率は、08年度の出産者（男性は妻が出産した人）のうち、09年10月1日までに育休を開始した人の割合。調査は従業員5人以上の5794事業所が対象で、4509事業所が回答した。育児休業制度の規定がある事業所の割合は、全体では前年度比1.6ポイント増の68.0%だが、従業員30人以上では89.4%。中小・零細企業での導入の遅れが際立っている。女性の取得率は96年度以降では初めてダウン。30人以上の事業所では90%を超えたものの、30未満で72.8%と前年度より20ポイント以上も下落したことが足を引っ張った。

### ■ 2010/7/20 【朝日新聞】

#### 退職教員、年 1.2 万人 成果主義・精神的負担など背景

公立の小中高校と特別支援学校で中途退職する教員が全国で毎年1万2千人を超え、この5年間では6万7千人に及ぶことが、全都道府県・指定市の教育委員会への朝日新聞の調査でわかった。こうした数字は文部科学省も把握しておらず、実数が明らかになったのは初めて。退職理由など詳しい状況は不明だが、久富善之・一橋大名誉教授（教育社会学）は「子どもや保護者らとの関係に悩み、事務作業なども増える中で『やめたい』という気持ちに傾く教師が増えているのではないか。成果主義による教員評価の導入なども背景にある」とみている。調査結果によると、中途退職者の総計は05年度1万2542人、06年

度1万3865人、07年度1万4484人、08年度1万3445人、09年度1万2732人。全教員に占める09年度の退職率は1.51%だった。他業種のデータが乏しいため比較が難しいが、文科省が06～08年に外部委託した調査では、公立小中学校の教員で「仕事に意義・やりがいを感じる」と答えた人が9割を占める一方、「勤務時間以外でする仕事が多い」という回答も9割を数え、いずれも一般企業の2倍に及んだ。「気持ちが沈んで憂うつ」という教員は27.5%で一般企業の約3倍に上り、精神面の負担が大きいことがうかがえる。調査では、在職中に死亡した教員の人数も質問。05年度612人、06年度594人、07年度642人、08年度602人、09年度650人で、計3100人がこの5年で亡くなっていた。

### ■ 2010/7/27 【朝日新聞】

#### 孫氏、藤原氏ら熱弁 「デジタル教科書教材協議会」発足

産学連携でデジタル技術を活用した学習環境の実現を目指す「デジタル教科書教材協議会（DiTT）」が27日、東京・元赤坂の明治記念館で設立シンポジウムを開き、発起人らがそれぞれの表現で教育のデジタル化への熱意を語った。設立シンポには原口一博総務相も訪れ、「ネットワークで結ばれた子供たちがお互い同士を育み、高め合うことで様々な可能性が生まれる。ITによって可能性の扉を大きく開いてほしい」と祝辞を述べた。この日注目を集めたのは、発起人のひとりの孫社長の講演。日本の競争力低下を憂えた孫氏は「今日本が教育を改革しなければ国家の成長はない」。30年後に社会の中心で活躍する人材に必要な交渉力、プレゼン能力、リーダーシップなどの資質を育てるのは急務として「将来の日本の競争力を支える武器」であるデジタル教科書の必要性を強調した。杉並区立中に民間人出身校長として勤めたこともある藤原和博・東京学芸大客員教授のパネルディスカッションでの発言も会場を沸かせた。「正解を徹

底的に教え込むだけの『正解主義』の呪縛を外さなくては日本の教育の未来はない」という藤原氏は、「現場の教員はまともだが、問題は校長先生。管理はしても創造的なマネジメントができず、できる人を引き下ろそうとする」と新しい試みに反対する守旧派を痛烈に批判した。DITT は 2015 年をめどに「すべての小中学生がデジタル教科書を持つ環境」を実現することを目指して、様々な応用が可能なデジタル教科書の仕様検討や学校現場での実証研究、家庭や学校の啓発、政府や自治体への政策提言などを目的としたコンソーシアム。発起人にはマイクロソフト日本法人の樋口泰行社長、陰山英男・立命館大学教育開発推進機構教授らが名を連ね、ハード・ソフトウェア事業者や出版・印刷、放送・新聞など幅広い分野の 70 団体が会員になった。

#### ■ 2010/7/28 【朝日新聞】

### 児童虐待、過去最多の 4 万 4 千件 09 年度の児相対応分

全国の児童相談所が 2009 年度に対応した児童虐待は過去最多の 4 万 4210 件（速報値）に上ったことが 28 日、厚生労働省のまとめで明らかになった。また、08 年度の虐待による死亡事例は、前年度より増えて 107 件 128 人。心中以外のケースは 67 人で、このうち 0 歳児が 39 人と 6 割近くを占めた。地域別では、神奈川県が最も多く 5676 件で、次いで大阪府の 5436 件。東京都は 3339 件だった。大阪市は 1606 件、京都市は 611 件、神戸市は 381 件。08 年度からは、児童相談所が強制的に立ち入り調査できるようになったが、実施されたのは前年度より 1 件減って 1 件にとどまった。一方、08 年度の死亡事例は前年度より 17 件 14 人増えた。心中以外のケースを分析すると、0 歳児の割合が前年度の 47% から 10 ポイント以上増加。0 歳児 39 人のうち 26 人が 0 カ月児で、生まれたその日に虐待で死亡した子どもが 16 人いた。こうした事例では医療機関を受診せずに出産している場合もあるという。虐待死の事例を見ると、望まない妊娠が 3 割を超え、母子手帳が発行されていないケースも 3 割近く。乳幼児健診を受けていない割合も前年度より増えた。親の心理状況は、母親側は「育児不安」、父親側は「攻撃性」の問題が目立った。

#### ■ 2010/8/2 【朝日新聞】

### 幼児保育への公的支出 OECD で下から 2 番目 OECD 局長

経済協力開発機構（OECD）のバーバラ・イッシンガー教育局長らの研究チームがこのほど、OECD、文部科学省などが共催した幼児教育と保育のセミナーのために来日し、記者団の取材に応じた。教育への投資は就学前の方がより効果が高いとし、「子どもへの支出は『将来の社会への投資』。包括的な政策を成長戦略に組み込むことが重要だ」と述べた。OECD の調査では、5 歳児 1 人あたりの幼児教育・保育の公的支出は、日本は OECD28 カ国のうち下から 2 番目。フィンランドやフランスは日本の 4 倍以上投資しているという。民主党政権は目玉政策として子ども手当を支給したが、イッシンガー局長は「現金の一律支給よりも、待機児童の解消など『現物支給』のバランスが大切だ」と話した。同じく政権の目玉政策である「高校無償化」については、同席した田熊美保・OECD アナリストが「日本は教育に関する家計負担が重いので否定はしないが、投資効果を考えれば幼児教育の無償化のほうが優先順位が先ではなかったか」と指摘した。イッシンガー局長らは、制度の効率化のため、幼稚園と保育園の運用を一体化する「幼保一元化」の必要性も訴えている。

#### ■ 2010/8/4 【朝日新聞】

### 英語助手と先生、授業協力したら違法 契約巡り現場混乱

英語の授業中、外国語指導助手（ALT）と日本人教員が言葉を交わさない。ALT を業者への業務委託（請負）で確保する自治体で、奇妙な授業風景が繰り広げられている。2 人が協力して授業にとりくむと「偽装請負」（労働者派遣法違反）となってしまうからだ。ルールを守れずに労働局から指導を受ける教育委員会が相次ぎ、教室で混乱が起きている。指導助手の契約は（1）自治体（教委）の直接雇用（2）労働者派遣（3）業者への業務委託の 3 通り。一定の教委はコストの抑制や人材の安定確保などのため（3）を選ぶ。業務委託の場合は法律上、教員と打ち合わせをしたり、指導助手に指示したりすることができな

い。だがルールを守らず、労働局から偽装請負の指摘を受ける教委が続出していた。文部科学省は昨年8月、各都道府県・指定市教委に、ALTが教員を補助する一般的なチームティーチング(TT)は請負ではできない、と通知。問題があれば契約を見直すよう求めた。文科省の調査によると、2009年度に業務委託を採用していたのは670教委(ALT配置自治体の37.7%)。ところが、通知後も多くの教委が見直していない。

#### ■ 2010/8/5 【朝日新聞】

### 児童虐待、最多181件 1～6月、 前年同期比15%増

刑事事件として立件された今年上半年(1～6月)の児童虐待の件数が前年同期比15%増の181件にのぼり、統計を取り始めた2000年以降で最多となったことが5日、警察庁のまとめでわかった。身体に外傷が生じるような虐待が140件と8割近くを占め、前年同期比で25%増えている。性的虐待は31件、育児放棄(ネグレクト)は10件だった。児童虐待の疑いで逮捕されたり書類送検されたりした保護者らは前年同期比で21%増の199人、被害児童は14%増の187人で、いずれも過去最多。加害者側の内訳は、実父60人、養父・継父50人、実母52人、内縁の夫27人、養母・継母3人などとなっている。児童虐待事件は年を追うごとに増え、昨年は1年間で335件を記録したが、今年はさらにそれを上回るペースになっている。警察庁は「世間の関心が高まり、通報などが増えたことも背景にあるのではないかと分析している。

#### ■ 2010/8/5 【毎日新聞】

### 中退：大学生、8人に1人 NPOが試算、「白書」発刊

大学や専門学校など高等教育機関からの中退が深刻化している。NPO法人が調べたところ、大学生の8人に1人が中退していることが分かった。人間関係のつまづきなどから卒業資格を得られなくなり、社会に出て不安定雇用を余儀なくされる若者も後を絶たない。NPOは「中退を社会問題ととらえる時期にきている」と訴えている。調査をしたのはニ-

ト・フリーターの若者を支援する「NEWVERY」(ニューベリー、東京都豊島区)。中退者101人にインタビューし、今年6月「中退白書2010」にまとめた。労働政策研究・研修機構の06年の調査によると、中退直後、約6割の人が非正規雇用に、約15%が失業・無職状態にある。さらに最終学歴が「高等教育中退」の人の約5割が中退直後から継続して非正規雇用となっている。また、日本生産性本部の07年の調査では、全国に63万人(厚生労働省推計)いるニートのうち3割が高校、大学などの中退者とされた。ニューベリーの山本繁代表は「ニートになってから支援する対症療法ではなく、どうすればニートになるのを防げるか考えたかった。中退者の増加は納税できない人や生活保護受給者を増やすことになりかねず、本人にも社会にも大きなリスクにつながる」と、調査の動機を語る。国は高等教育機関全体の退学者数を把握していない。そこで山本さんらが文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団などの調査を基に試算した結果、毎年約11万人が退学、大学では入学からの4年間で8人に1人が中退している計算になった。白書は3150円(送料込み)。問い合わせはニューベリー(電話050・1071・8324)。

#### ■ 2010/8/6 【朝日新聞】

### 不登校の小中学生が2年連続減少 それでも12万2千人

病気などを除いた理由で学校を年に30日以上休んだ「不登校」の小中学生が、2009年度は前年度より4373人減り、2年連続で減少したことが5日、文部科学省が発表した「問題行動調査」でわかった。中学生で大幅に減ったのが特徴だが、依然として12万2432人が不登校で、同省は「減少傾向に転じたとはまだとは言えない」としている。不登校の中学生は前年度から4048人減り、10万105人(全体の2.77%)。小学生は325人減の2万2327人(0.32%)だった。不登校の中学生が減った理由を、文科省が都道府県の教育委員会に聞いたところ、スクールカウンセラーなど専門家の活用▽不登校の生徒への接し方を各学校で研修▽小中学校の教諭の交流人事など連携の

充実、との回答が多かったという。不登校のきっかけと考えられる原因（複数回答）で多かったのは、「いじめを除く友人関係」が2万1724人（不登校のうち17.7%）、「親子関係」が1万3916人（11.4%）、「学業の不振」が2万2581人（10.3%）。「いじめ」は3167人（2.6%）だった。

#### ■ 2010/8/27 【朝日新聞】

##### 虐待の疑い…

##### 名前不明でも強制立ち入り手続き可能に

厚生労働省は26日、児童虐待の恐れがある場合には、子どもや保護者の名前が分からなくても、「〇〇号室に住む方」などの形で、出頭要求や強制立ち入りの手続きができるとする通知を全国の自治体に出した。子どもの安全確認を最優先に、ためらわずに手続きを進めるよう求めたものだ。同省がこの日開いた全国児童相談所長会議で説明した。児童虐待防止法に基づいて出頭要求する際は通常、保護者らの名前が必要だが、大阪市のマンションで幼い姉弟の遺体が見つかった事件では、通報を受けた市子ども相談センターもだれが住んでいるか把握できなかった。このため、名前が分からなくても出頭要求できることを明示した。不動産や賃貸住宅関連の団体に対しても、国土交通省を通じ、児童虐待が疑われる場合の通報や、子どもの安全確認や調査の際の協力を求める通知を出した。

#### ■ 2010/9/3 【朝日新聞】

##### 奨学金の返還滞納、10年で2.6倍 文科省が報告書

独立行政法人「日本学生支援機構」が扱う奨学金の返還滞納者が増えている問題で、文部科学省は2日、有識者がまとめた報告書を公表した。3カ月以上の滞納額は2009年度に2629億円と10年間で2.6倍に増加しているが、回収体制が追いついていないとして機構に抜本的な組織改革を求める方針だ。機構は04年に設立されて日本育英会から大学生の奨学金事業を引き継いだ。1999年度以降、有利子奨学金の規模が急速に拡大。無利子も合わせると今年度の貸与人員は118万人、事業費は10年前の2.4倍の1兆55億円に。一方

で、貸し倒れの危険がある「リスク管理債権」にあたる3カ月以上の滞納額は、09年度に2629億円。卒業して返還中の273万人のうち21万人に達する。

#### ■ 2010/9/6 【朝日新聞】

##### 待機児童2万6千人 需要に追いつかず、 過去最悪の水準

厚生労働省は6日、認可保育所に入れない待機児童が2万6275人（今年4月1日現在）になると発表した。3年連続の増加で、過去最悪だった2003年（2万6383人）の水準に戻った。保育所の定員も増え続けているが、不況の影響で女性の就職希望も増えるなど、需要に追いつかない状況だ。調査は01年から毎年4月1日時点の状況をまとめている。小泉政権による「待機児童ゼロ作戦」などで、認可保育所の定員自体は年々増加。今年も昨年より2万6千人増えて215万8千人になった。しかし、認可保育所の待機児童は07年の約1万8千人を底に再び上昇に転じ、今年は昨年より891人増え、過去2番目に多かった。民主体政権は、毎年5万人ずつ保育所の定員を増やす方針。保育所と幼稚園の運営を一体化して受け入れ児童を増やす新しい制度づくりも検討している。

#### ■ 2010/9/7 【産経新聞】

##### 日本は教育後進国？ 公財政支出の教育費 割合 28カ国中最下位 OECD

経済協力開発機構（OECD）は7日、2007（平成19）年の加盟各国の国内総生産（GDP）に占める教育の公財政支出の割合を公表した。日本は3.3%で28カ国中、最下位だった。日本は比較的、GDPが高いため、教育費そのものの額は大きい。ただ、同じようにGDPが高い米英仏独は、いずれも日本より高く、特にフランスは5.5%に上っている。トップはアイスランドで7.0%。文部科学省は「日本は私立学校に在籍する子供や学生も多い。少子化で教育費の公的支出が抑制されている面もあり、一概に日本が教育に力を入れていないとはいえない」としている。日本の教育費全体のうち、公費が占める割合は66.7%で、家計や企業など私費が33.3%。一方、フランスでは公費の

割合が91.0%に上っており、ほかの英独と比べても、日本は公費の割合が低かった。1学級の平均的規模は日本は小学校が28.0人、中学校が33.0人。加盟国平均は小学校で21.6人、中学校で23.7人で、いずれも日本より少なかった。文科省は来年度から順次、全国で1学級が35人を超えることのないように、少人数化を進める方針。

#### ■ 2010/9/7 【読売新聞】

##### 小学英語 教材存続へ

小学校英語の必修化が来年4月に迫る中、文部科学省は、昨年の事業仕分けで廃止とされた補助教材「英語ノート」について、今後無償配布を続ける方針を決めた。多くの学校現場から廃止反対の声が上がったうえ、デジタル化しての配布を検討したものの新たに著作権費用が発生することや、自治体や学校で印刷すると現在の数倍の費用が全体でかかることが判明、方針を転換した。英語ノートはイラストを多く使い、あいさつや数の数え方などを遊びやクイズを通して学べる内容。2009年から5、6年の全児童向けに配布されている。文科省は、無償配布は11年度まで行うが、以降は教材をデジタル化しインターネット経由で提供する方法を検討するとした。この方針に学校側は強く反発。国が印刷を一括発注する現在の方法なら必要な260万冊分のコストが1冊あたり40円なのに対し、教育委員会や学校が提供されたデジタル教材を児童用に印刷すると全体の費用は3～4倍に膨らみそうなのが同省内の試算で分かった。デジタル化してのネット送信も、イラストや写真の著作権使用料がかかることになり「結局、経費節減にならない」（文科省幹部）という状況になった。このため同省は英語ノートを存続させる方針に転換、ネット利用は内容の一部にとどめることにし、関連予算を来年度予算の概算要求に盛り込んだ。

#### ■ 2010/9/8 【読売新聞】

##### 幼児の教育費

##### 月1000円未満の世帯…23.3%

幼児1人にかかる教育費が月平均1000円未満の世帯は2005年の11.7%から23.3%に

倍増するなど、支出が減っていることが、ベネッセ次世代育成研究所の調査でわかった。調査は1995年以来、5年ごとに首都圏で就学前の幼児を育てる保護者を対象に実施。今年は3月に行い、2918人の回答をもとに経年比較した。習い事や絵本、おもちゃ購入などにかかる月平均教育費は、「1万円以上」の世帯が前回の31.1%から17.6%に減る一方、「1000円未満」の世帯は倍増。英会話教室などの習い事や、通信教育を控える家庭が増えていた。無藤隆・白梅学園大学教授は「不要不急の幼児教育費は景気の影響を受けやすい」と説明する。6月から子ども手当の支給が始まったが、来年度以降も当初計画の半分の月額1万3000円。子育て世帯にとって厳しい時代は当面続きそうだ。

#### ■ 2010/9/14 【朝日新聞】

##### 教員働きぶり、保護者は教委より高評価 文科省調査

保護者は、教育委員会や教員自身が思っているよりもずっと、教員の働きぶりを評価している。文部科学省が教員や保護者、教育委員会などを対象に行った初の大規模アンケートで、そんな結果が出たことがわかった。アンケートは幼稚園・小中学校・高校の教員、保護者、教育学部などの学生ら計約4万3千人と、全国の教育委員会、教職課程がある864大学を対象に、今年4～8月に実施。教員の仕事ぶりや教員養成の今後の課題などを尋ねた。13日までにその速報値がまとまった。その結果、教員の働きぶりについては(1)「子どもへの愛情や責任感がとてもある」は保護者44%、教委18%(2)「コミュニケーション能力がとてもある」は同じく25%、3%(3)「子どもを理解する力がとてもある」は23%、4%。(2)(3)のように保護者の評価が低い項目でも教委との隔たりは大きかった。アンケート結果は、教員養成制度の抜本改革を議論している中央教育審議会に提供される。

#### ■ 2010/9/15 【朝日新聞】

##### 「いじめ減少」って本当？

##### 文科省が全小中高調査を要請

文部科学省は14日、すべての小中学校・高

校・特別支援学校で児童生徒にいじめの有無を聞くアンケートを実施するよう、各都道府県教育委員会に要請する初の通知を出した。同日発表した「問題行動調査」では、学校が把握した2009年度のいじめ件数は7万2778件。「3年連続減少、3年で4割の大幅減」との結果が出た。文科省は把握が不十分なおそれがあり、掘り起こしが必要と判断した。文科省は、学校がいじめの有無、状況などを児童生徒に匿名で書かせる形式のアンケートを念頭に置いている。昨年実施を求めた通知を出したが、対象を「いじめ把握の取り組みが不十分な学校」とした結果、実施校は全体の3分の2にとどまった。このため今回は「すべての学校」に表現を強めた。対象人数は約1400万人となる。

#### ■ 2010/9/15 【朝日新聞】

### 不登校 17万人

#### 学校の現場は「危険な9月」対策に腐心

文部科学省が発表した「問題行動調査」では、不登校の子どもが17万人余に及んだ。近年、高い水準が続く。9月は長い夏休みが終わって新学期が始まり、子どもがストレスを抱えやすい時期のひとつ。学校現場では、小さな役割を任せて居場所を作る取り組みがある。勉強のつまずきや人間関係のストレスなどのサインとして表れる不登校は、小中高で計約17万4千人。前年度より約6千人減ったが、文科省は「小中学校、高校ともこの数年間多い状態が続いていると認識している。減少しているとはとらえていない」と説明する。9月は不登校が最も始まりやすい時期だ。国立教育政策研究所の調査では、中1で新しく不登校になった子の9割は、9月以降に休みはじめていた。1学期中は苦しみながらも頑張っていた子の場合、夏休みで気持ちが切れてしまうようだ。同研究所の滝谷総括研究官は「他学年も同じだと見ていい。9月に休む子が必ずしも不登校になるわけではないが、大事な時期であることは確かだ」と指摘する。

#### ■ 2010/9/15 【読売新聞】

### 昨年度の児童・生徒の暴力 6万超… 文科省調査 小中で増加、高校は減少

文部科学省は14日、全国の小中高校を対象とした「2009年度問題行動調査」の結果を発表した。暴力行為は、前年度比約1300件増で6万913件と過去最多を更新した。4年連続の増加で、6万件を突破したのは初めて。同省は「暴力の低年齢化に歯止めがかからない」としている。調査は都道府県教委を通じて実施。暴力行為の内訳は小学校7115件（前年度から631件増）、中学校4万3715件（同961件増）、高校1万83件（同297件減）で、小中学校で著しく増加した。形態別では、児童生徒の間で起こる暴力が3万4277件（同1832件増）と全体の半分以上を占めた。対教師暴力も8304件（同184件増）あった。いじめの認知件数は前年度から約1万2000件減の約7万3000件。06年度の約12万5000件をピークに3年連続で減少した。いじめのあった学校は88.6%で個人面談を実施していたが、ゼロと回答した学校では73.6%にとどまった。15ポイントの開きがあり、面談の実施率が上がると、見逃されたいじめが発覚する可能性を示している。同省は全国の学校に対し14日、個別面談やアンケート調査の実施を徹底するよう文書で要請した。

#### ■ 2010/9/17 【読売新聞】

### 教員免許の更新制「継続」…文科省 廃止へ法改正困難

自民政権下で制度化され、民主党政権が廃止を含む抜本見直しを表明していた教員免許更新制について、文部科学省は16日、来年度の継続を前提とする文書を全国の教育委員会などに送付した。参院選での民主党敗北で見直しのための法改正が困難な情勢となった一方、更新制の廃止を見込むなどして必要な講習を受けていない教員が今春時点で1万人を超えており、文書は事実上、免許失効者が出る事態を回避する注意喚起になっている。文書には「法律が改正されるまでは現行制度は有効」と改めて記載。教員に更新講習の受講を呼びかける一方、講習を開設する大学側

に対し受講枠を十分確保するよう要請した。教員免許更新制は、幼小中高の教員免許に10年の有効期限を設け、更新にあたり講習を義務付けることで教員の質を確保する趣旨の制度。教員免許法を改正し2009年4月に導入された。政権交代後、川端文部科学相が見直しを表明、鈴木寛副大臣は更新制廃止を含む抜本見直しを11年度にも行いたい意向を示した。このため、教員の間には近く更新制が廃止されると誤解するなどして講習を受け控える傾向が広まった。教員免許更新制 教員免許の有効期限を10年とし、10年ごとの講習を義務付けた制度。更新には教育政策動向などの「必修」(12時間以上)と「選択」(18時間以上)の計30時間以上の受講が必要。省令によると、旧免許状所持者は毎年3月末現在、35歳、45歳、55歳の人が更新の対象。

#### ■ 2010/9/18 【読売新聞】

### 高校生求人数 13万人下回る 7年ぶり求人倍率0.67倍 就職難昨年より悪化

厚生労働省は17日、来春卒業予定の高校生の求人・求職状況を発表した。7月末現在の求人倍率は0.67倍で、前年同期比0.04ポイント減となり、就職難だった昨年よりも厳しい結果となった。求人数は前年同期比7.6%減の12万5000人と3年連続で減少し、7年ぶりに13万人を下回った。厚労省によると、求人倍率の過去最悪は、「就職氷河期」だった2002年の0.50倍。06年以降は、団塊世代の大量退職や景気回復により3年連続で1倍を超えたが、景気後退の影響を受けた昨年は0.71倍に落ち込んでいた。都道府県別で求人倍率が最も低いのは、沖縄の0.12倍。最高は東京の2.23倍だが、前年同期比0.39ポイント減で、神奈川(0.78倍)、大阪(1.40倍)、福岡(0.51倍)などの大都市圏でも悪化した。厚労省若年者雇用対策室は「都市部の大企業が採用を抑制し、それが全体を押し下げる要因になっている」としている。

#### ■ 2010/9/21 【読売新聞】

### アレルギー対応給食、73%作る余裕ない

兵庫県姫路市立小で1月、アレルギー体質の男児が脱脂粉乳入りすいとんを食べてショック状態になり、病院に運ばれた問題で、読売新聞姫路支局が播磨地域の21市町教委にアレルギー体質の児童・生徒に対応した給食(対応食)の提供状況を尋ねたところ、小中学校と特別支援学校の計375校のうち272校(73%)で対応食を作っていないことがわかった。文部科学省は「食物アレルギーに対応するため、教委は各校の人的、物理的環境の整備を図ることが大切」としており、専門家も「早急に対処すべきだ」としている。調査は4～8月、学校給食を実施していない上郡町を除く13市8町教委に書面と聞き取りで行った。全自治体が回答した。対応食には、アレルギーの原因食品を入れない「除去食」と、原因食品を他の食材に替える「代替食」があるが、除去食は加古川市や明石市など6市4町の103校(27%)、代替食は三木市や西脇市など3市3町の42校(11%)が提供するにとどまり、除去食の全国平均値53%、代替食の同19%(ともに2004年)を大きく下回った。アレルギーの児童・生徒が約1500人と播磨地域で最多の姫路市や、たつの、宍粟両市など7市4町は対応食を出していなかった。姫路市は来年度から除去食を行う方針だが、代替食は「栄養士や調理師が足りない」と見送り。たつの、宍粟両市は「対応食専用調理スペースを学校の調理室や給食センターに確保する余裕がない」という。

#### ■ 2010/9/26 【琉球新報】

### 子どもの貧困：4人に1人学費払えず中退 加藤沖大学長ら報告

全国の医療・福祉関係者とその労働組合員らでつくる中央社会保障推進協議会は25日、那覇市内のホテルで「子どもの貧困を考える」をテーマに講演会を開いた。講演では経済的理由で4人に1人が大学を中退する現状や、県外との格差について報告があった。県外から約120人を含む総勢250人余が参加した。元コザ児童相談所所長の山内優子さん、加藤

彰彦沖縄大学長、嘉数よしの沖縄タイムス記者が登壇。加藤学長は「沖縄大学は最近の調査で、年間4人に1人が退学していることが分かった。その理由の9割近くが学費が払えないという経済的理由だった」と報告。学費をためてから復学するなど多くの学生から相談を受けたと話した。山内さんは終戦から復帰するまでの27年間に、県外との制度格差が広がり今に続く指摘。公設化が進まない学童保育や1年保育が中心となっている県内の幼稚園など制度的な遅れがあるとした上で「子どもの政策が後回しにされてきた結果。児童相談所の児童福祉司は、人口比で10万人に1人の配置だが、児童の人口が多い沖縄は、児童人口比で増やすべきだ」と課題を挙げた。

#### ■ 2010/9/27【読売新聞】

### 児童虐待、学校も見逃さない 宇都宮で早期発見へ通知

栃木県内で相次いで発覚している児童虐待。被害悪化を防ぐためには、子どもたちと日常的に接する学校現場での素早い対応も重要だ。宇都宮市は、市内93小中学校長あてに児童虐待の早期発見を徹底するよう通知し、対策を強化している。授業や学校生活を通じて日常的に長時間、子どもと接する学校現場は、子どものささいな様子や変化に気づきやすい。宇都宮市は、07年度から独自に、採用間もない小中校教員への初任者研修で、児童虐待防止のチェックポイント周知などの対策を取り入れている。今年7月にも市教委学校教育課長が小中学校長会議の席上で虐待防止の取り組みを求め、▽不自然なあざ、ヤケド、打撲▽衣服や体が不潔▽食事に対する異常な執着―など“虐待サイン”のチェックリストを示し、見つけたら児童相談所や市に連絡するよう呼びかけた。

#### ■ 2010/9/27【読売新聞】

### 親の虐待増えて、乳児院満杯… 5県2市越境入所

親と暮らせない乳幼児を預かる乳児院が都市部を中心に満杯状態となり、他都府県の施設に預けた子供が全国で33人（2009年度）に上ることが、読売新聞の調査でわかった。

乳児院の子供の3人に1人が虐待を受けていたとみられ、保護者による虐待の増加が背景にある。都道府県と政令市を対象にした本紙調査で「管内の乳児院が満杯となり、他都府県の施設に入所させた」としたのは5県2市。内訳は埼玉県20人、川崎市4人、滋賀県、さいたま市3人、千葉、山梨、香川県1人。受け入れ先は東京都27人、群馬県、京都府2人、奈良、徳島県1人だった。こうした“越境入所”は約10年前から始まった。都は06年度以降、近隣自治体から毎年2～27人を受け入れている。しかし、預けた後も児童相談所職員や保護者らは何度も施設に足を運ぶため、離れていると負担は大きい。

#### ■ 2010/9/29【朝日新聞】

### 日本史必修化へ着々、 独自2教科の教材決める 神奈川県

全県立高校で日本史の必修化を目指す神奈川県教育委員会は29日、独自科目「近現代史」と「郷土史」で使う教材について全会一致で了承した。2013年度からの必修化を目指していたが、同日、実施を1年前倒しすることも決めた。来春から先行して日本史を必修にする20校でこれらの教材が使われる。独自2科目の教材は、主に県立高校の教諭らが執筆し、県教委が編集した。「近現代史」の教材は、明治維新から現代までを約60ページにまとめた。日中戦争のくだりでは、注記で「攻略の過程で、日本軍は一般市民、非戦闘員をふくむ多くの中国人を殺害した」と南京事件に言及。北朝鮮による拉致問題は、有識者を交えた教材の内容検討会議で「教えるのが難しい」と指摘されたが、コラムで拉致問題を扱ったアニメを例に挙げ「さまざまな資料から調べてみよう」と、生徒に自主的に考えるよう促した。県教委は08年、全国初の公立高校の日本史必修化を打ち出した。東京都も12年度から都立高校の日本史必修化を決めている。

#### ■ 2010/9/30【産経新聞】

### 4月～6月の虐待通報1万3469件 261件が児童の安否確認できず

今年4月から6月までの3カ月間に全国の自治体に寄せられた児童虐待の通報は1万

3469 件で、うち児童の生存を目視で確認できていないケースが 261 件に上ることが 30 日、厚生労働省の緊急調査で分かった。通報があっても虐待が疑われる住所が突き止められないケースが多いが、厚労省は「この中に深刻な虐待事案が隠れている可能性もある」として、自治体に対し、継続的な確認を求めている。調査は今年 7 月に大阪市のマンションで幼い姉弟の遺体が見つかった虐待死事件を受け、初めて実施。調査によると、1 万 3469 件の通報のうち、8 月 30 日時点で生存が確認できなかったのは 261 件。生存が確認された児童への虐待の有無は調査中という。261 件のうち 9 割以上の 238 件は住所が特定できないケースだった。通報内容からおおよその場所は分かっていても具体的な住所が判明しないケースのほか、屋外で虐待を目撃したり、虚偽の通告とみられるケースも含まれている。ほかに、住所は分かっても人が住んでいないなどの所在不明のケースが 6 件、家族が訪問を拒否したケースが 2 件、児童相談所などが対応中のケースが 12 件あった。死亡事例は 3 件で、大阪市の姉弟と、今年 4 月に虐待死が明らかになっている堺市の 1 歳半の男児のケースだった。また、3 月末までに虐待を確認したが、8 月末時点で行方不明になるなど、継続支援ができていないケースも 27 件あった。

#### ■ 2010/10/6【朝日新聞】

### 児童虐待対策、基金に 1000 億円積み増し 補正予算案

厚生労働省の小宮山洋子副大臣は 5 日、児童虐待防止策を強化するため、「安心子ども基金」を積み増す方針を記者団に明らかにした。今国会に提出する今年度補正予算案に、厚労省と文部科学省で計 1 千億円を計上。この一部を、児童相談所や市町村が臨時職員を雇う際の補助金に充ててもらおう考えだ。安心子ども基金は都道府県に設置され、主に待機児童解消のための保育所整備などに充てられている。虐待対策に用いることもできるが、今回の積み増し分と合わせて、より広い範囲の対策に使いやすくする。この日、東京都児童相談センターなどを視察した小宮山副大臣は、虐待対策の現状について、「人手も建物も足りない

状況はよく認識している」と指摘。基金の使い道として、子どもの安全確認のための態勢強化▽テレビCMなどを通じた通報先の周知や、虐待に気づいてもらうための広報・啓発▽児童相談所・市町村職員の人材養成や臨時職員の雇用——などを検討している。

#### ■ 2010/10/15【朝日新聞】

### 「株式会社立」やめて学校法人に 岡山の中高、経営難で

全国で唯一、「株式会社立」の中学校と全日制高校を運営する株式会社朝日学園＝岡山市、鳥海十児社長＝が、来年度から学校法人化することになった。岡山県が 13 日、認可した。小泉内閣の規制緩和で誕生した「教育特区」を利用して 2004 年に誕生したが、私学助成が認められず、定員割れも続いたことから経営が困難になっていたという。鳥海社長は元々、岡山市内で幼稚園と小学校を運営する「学校法人朝日学園」による中学、高校の設立を目指していた。しかし同法人に約 35 億円の負債があり、法人所有の校舎や土地がないことなどから認められなかった。そこへ「教育特区」に指定された当時の御津(みつ)町(現・岡山市北区)から誘致があり、町所有の廃校舎を借りて 04 年 4 月に株式会社立朝日塾中学校を、07 年には全日制的「株式会社立朝日塾高校」を開校した。朝日塾中は、公立中の 1.5 倍の授業時間、美術や体育の英語による授業、成績優秀者が難関校で不合格なら 3 年間の授業料を返還する「高校合格保証制度」などを実践し、注目された。しかし鳥海社長によると、開学当初から定員割れが続いた。株式会社立大学が各地のキャンパスを次々に閉鎖したこともあって「株式会社立は危ない」との風評も立ち、現在は中高合わせて 600 人の定員に約 200 人しかいないという。赤字を抱えていると新たな私立学校は運営できないため、負債は株式会社が引き継ぎ、新たな学校法人を設立する。校舎や運動場として使っている土地建物は既に取り、6 年間の学校運営の実績もあって県の審査をクリアしたといい、新年度からは中高一貫の中等教育学校に生まれ変わる。学校法人化で年約 1 億円の私学助成金と、年約 1 千万円の固定資産税や法人税

などの軽減といったメリットがあるという。

#### ■ 2010/10/21 【朝日新聞】

### 朝鮮学校の無償化、民主党が容認

民主党は21日、在日朝鮮人の子弟が通う朝鮮学校への高校無償化適用をめぐり、文部科学省の判断基準を容認する見解をまとめた。ただ、実際の適用には党内におも慎重論が根強く、菅内閣が年内にも最終判断する。文科省の専門家会議が8月末に示した基準は、教科書の記述など具体的な内容を問わず、授業時数や教員数など外形的な項目が満たされているか否かで判断するとし、10校ある朝鮮学校（高校段階）すべてを無償化の対象に含むことのできる内容だった。民主党の政策調査会は21日の拡大役員会で、前日の党部門会議に続いてこの基準を容認する見解を了承。玄葉光一郎政調会長が22日に高木義明文科相に伝える見通し。これを受け、文科省は審査会を設け、朝鮮学校が基準を満たすか検討する。ただ20日の党部門会議では、適用慎重論も相次いだ。見解は、朝鮮学校の教育内容に対する懸念への留意を求めたうえ、無償化を行う助成金が確実に授業料にあてられていることを確認するため、学校の経理透明化を求める声が出たことも付記した。今後は内閣の対応が焦点となる。特に尖閣諸島沖の衝突事件での対応をめぐり、一部の野党から「弱腰外交」との批判も招いた。拉致問題の解決に進展も見えない中、首相がすんなりと適用を認めるかどうかは不透明だ。首相は21日夜、首相官邸で記者団に「党で一定の方向が出されたが、文科省でさらなる検討が行われると思っているので、それを待ちたい」と述べるにとどめた。

#### ■ 2010/10/23 【朝日新聞】

### 非正規教員、7人に1人超 財政難で毎年増加し10万人超

各地の公立小中学校で、正規採用の教員ではない常勤講師や非常勤講師が増え、昨年は約10万5千人と全体の15.1%を占めた。文部科学省の調査でわかった。この7年間で約3万7千人増えており、こうした「非正規教員」が7人に1人を超えるまでになっている。財政難の自治体が、安い給料で済む非正規の採用に動

いているためだが、任期が限られ、「教育活動の水準を保てない」と懸念する声が上がっている。文科省によると、全国の非正規教員のデータがあるのは2002年以降で、同年（5月1日）の人数は約6万8千人と教員全体（約67万3千人）の10.1%だった。以後、毎年増え続けており、09年は約10万5千人に。全体の15%を占めるまでになった。内訳をみると、正規採用の教員と同じようにフルタイムで勤める常勤講師は02年の約4万1千人から09年には約5万7千人と38%増加。授業時間だけ勤務するなど、パートタイムで働く非常勤講師は02年の約2万7千人から09年には約4万8千人と8割近く増えた。非正規教員の増加の背景には、少人数指導や35人以下学級を進めるため、給与のより安い教員で頭数をそろえようという自治体側の姿勢がある。国の規制緩和が後押しした。文科省は、1クラス40人を標準とした学級編成を01年から都道府県レベルで弾力化。続いて06年には市町村も、自前で教員を雇えば少人数学級にできるようにした。また04年、教員給与の半分を負担していた義務教育費国庫負担制度を緩め、国の計算した総額内なら、給与や人数を自由に決められるようにした。自治体側は人件費を抑制する動きを加速させ、非正規の採用が拡大した。自治体側には「今後、少子化が進んで教員の数が過剰になっても、任期の限られた非正規教員を抱えておけば人数調整がしやすい」という思惑もある。ただ、非正規教員は「次年度も雇用されるあてがなく、学校側が人事などの計画を立てにくい」「特に非常勤講師の場合、児童生徒とのかかわりが細切れになり、生活全体を踏まえた指導ができない」といった問題が指摘されている。

#### ■ 2010/10/23 【毎日新聞】

### 学童保育：初の事故統計 半年で1人死亡、104人重傷

共働きや一人親家庭の小中学生を放課後に校内や児童館などで預かる「放課後児童クラブ」（学童保育）で3月23日から9月30日にかけて、児童1人が死亡し、104人が全治1カ月以上の大けがをしていたことが厚生労働省の調査でわかった。学童保育での事故実態を同省が一定期間、正式に集計し公表したのは初めて。

同省によると、35都府県から報告があり、死亡したのは沖縄県内の1年女児。夏休み中、クラブに到着する直前、道路を横断中に車にはねられた。また、プールで泳いでいておぼれる(2年女児)▽クラブのある2階の階段から転落(2年男児)により、2人が意識不明になっていた。ほかに、骨折(93人)歯が折れる(4人)などで102人が全治1カ月以上のけが。学年別では1年生が50人と半数近く、2年生29人、3年生19人と低学年に集中している。事故原因は、遊具の使用39人、ボール遊び25人、子供同士のふざけ合い12人、転落や転倒12人などだった。一方、5月1日現在のクラブ数は1万9946カ所で、前年同期比で1467カ所増加。定員超過などで利用できなかった待機児童は8021人で、3年連続で減った。登録児童数は81万4439人で、前年同期比で6582人増えた。

#### ■ 2010/10/26【朝日新聞】

### 虐待被害児の教育、 親より施設長の意向優先 厚労省方針

虐待被害を受けて児童養護施設などで暮らす子どもたちの教育や医療について、厚生労働省は26日、実の親より施設長の意向を優先させる方針を決めた。同日開かれた社会保障審議会児童部会の専門委員会がおおむね了承。年度内に児童福祉法改正案をまとめる。子どもの進学や入院に必要な手続きは施設長が行えるが、相談した親側から子どもに不利益となる要求がなされ、手続きが難航することが問題化している。法改正で、こうした問題の解決を目指す。また、重大な決定に関しては親権者の意向に十分配慮し、児童福祉審議会の意見を聴くことなども盛り込む予定だ。

#### ■ 2010/10/28【毎日新聞】

### 子ども自殺：学校が直接、国に報告 疑われる事案も――文科省方針

文部科学省は児童生徒の自殺防止対策作成のため、全国の国公私立の小中高校に対し、自殺と疑われる事案が発生した場合、事実関係を記入した報告書を直接文科省に提出させる方針を決めた。10年度中に調査項目などを具体的に検討し、導入時期を決める。同省が

各都道府県教委を通じずに調査報告を求めるのは極めて異例。23日には群馬県桐生市で小学6年の女子児童がいじめとみられる原因で自殺しており、高木義明文科相も「早急に児童生徒の自殺対策を講じる必要がある」と発言している。文科省は、これまでも児童生徒の自殺について、毎年度末に各教委を通じて調査を実施してきた。それによると、87年度に自殺者が200人を切った後、09年度まで103～192人の間で増減を繰り返している。しかし、警察庁の調査では09年の少年(19歳以下)の自殺者は565人で、03～08年の自殺者も548～623人で推移するなど、文科省の調査を大幅に上回っている。保護者の意向で、教委が「自殺」としての報告を見送るなどのケースもあり、文科省は「文科省調査には実態が反映されていない可能性が高い」と判断。全国の約3万9000校の小中高校に対し、「自殺の疑いも含め、すべての事案を発生1カ月以内に報告」させる方針を決めた。これまでの調査では、自殺原因の特定を求めているため、原因を「不明」とする回答が約7割を占めていた。新調査では原因を「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」に区分。それぞれ「いじめの問題」「保護者の離婚」「身体の病気」など、計50項目程度を設けて複数回答を可能とし、実態に近い原因を探って対策につなげる。同省児童生徒課は「子どもの自殺についての調査は『保護者や同級生に余計な動揺を与える』とタブー視されてきたが、本腰を入れて予防に取り組まなければならない状況にある」としている。児童生徒の自殺は、最近に限っても桐生市のほかに8月に大阪府高槻市の小学3年の女子児童(8)、9月に愛知県瀬戸市の中学3年の男子生徒(14)、10月に北九州市の中学2年の女子生徒(14)など、全国で起きている。

#### ■ 2010/11/2【朝日新聞】

### 私立高、無償化しても中退・滞納改善せず 私教連調査

高校無償化制度が導入されて授業料負担が軽くなったのに、私立高生の学費滞納や経済的理由による中退はあまり減っていない。全国私立学校教職員組合連合(小村英一中央執行

委員長、約2万人加盟)が1日、そんな調査結果を公表した。同団体は「私立高は施設設備費など授業料以外の負担が重い。不況で低所得層の家計が深刻な打撃を受け、制度の効果が薄まっているのではないかと分析している。9月末現在で、全国の全日制私立高の4分の1にあたる33都道府県の332校(在籍生徒約27万人)の組合から、学費を3カ月以上滞納している人数や、4月以降、経済的な理由で中退した人数などを答えてもらい集計した。その結果、滞納者は全体の1.54%にあたる4203人。滞納率は無償化実施前の2009年度(1.70%)を下回ったが、08年度(1.47%)より高く、07年度(1.54%)と同水準だった。また、中退者の人数と率は101人、0.04%。09年度(149人、0.06%)よりは改善し、率はここ10年で最低水準だったが、08年度(103人、0.05%)と大きな違いはなかった。私立高の授業料は平均35万円ほど。4月に始まった無償化制度で私立高生には年約12万円(低所得層の生徒には約18万円か約24万円)が助成され、その分、授業料の負担が軽減された。だが、全国私教連は「滞納率も中退率も期待したほど改善されていない」として、各県が学費減免制度を拡充し、所得が低い家庭の生徒の学費を全額免除することを求めている。

#### ■ 2010/11/3 【産経新聞】

##### 母子家庭の45%が「高校教育費不足」

あしなが育英会が8月、病気や自殺で父親を失った高校生のいる母子家庭を対象にした調査で、母親の45%が教育費不足を訴えていることが分かった。本年度から高校無償化が始まったが、育英会の工藤長彦理事は「授業料減免を以前から受けていた世帯が多く、無償化のメリットは大きくない。むしろ不況の影響で貧困が進んでいる」と指摘している。調査には985人の母親が回答。無償化が導入されても、修学旅行の費用や通学定期代、塾の費用などはかかるため、本年度に必要な教育費の平均は公立高校生の世帯で33万円、私立高校生の世帯で73万円となった。教育費を奨学金以外でどう賄っているかを複数回答で聞くと、「預貯金や保険金の取り崩し」53%、「教育費以外の支出を削減」46%、「子供のア

ルバイト」21%—など苦しい家計の状況が浮かび上がった。高校無償化の実施で、「負担が軽くなった」のは57%。「ほとんど変わらない」が29%あり、逆に「負担が増えた」も13%に上った。同会では「無償化に合わせて自治体が独自の手当や奨学金を縮減した影響が出ている」と分析している。

#### ■ 2010/11/4 【毎日新聞】

##### いじめ：被害者遺族ら調査 「学校、自発説明ない」8割

いじめによる自殺や学校での事件事故で子供を失った遺族、重い後遺症を負った被害者らを対象にしたアンケートで、約8割の家族が学校側から詳細について自発的に説明してもらえなかったと答えた。調査を実施したNPO法人「ジェントルハートプロジェクト」(川崎市、小森新一郎代表)は7日に調査結果を公表し、近く文部科学省に対して学校や教育委員会の対応改善を求める要望書を提出する。調査は、92～09年にいじめや暴力、教師の体罰などで子供を亡くした遺族や、身体的な傷を負ったりPTSD(心的外傷後ストレス障害)などの後遺症が残る被害者の計110家族を対象に今年2～9月に行い、遺族38家族を含む51家族が回答した。回答者の約8割に当たる41家族は、事件や事故の経緯や詳細について学校や教育委員会から自発的な説明を受けなかったと回答。このうち14家族は「いまだに説明がない」と答えた。学校や加害者らから謝罪を受けたのは13家族にとどまった。一方、学校が教育委員会に提出する事故報告書に関して、コピーを受け取るなど何らかの形で内容を知ることができたのは7割強の38家族。その場合でも報告書の中身について「重要な情報が抜け落ちていた」「一部または大部分にうそがあった」(複数回答可)という回答がいずれも22家族あり、6家族は「黒塗りが多く内容がほとんど不明だった」と答えるなど、学校に対する遺族らの不信感が浮き彫りになった。文科省の調査では、小中高校生の自殺は近年、毎年150人前後で推移している。このうち教育委員会がいじめによる自殺と報告したのは毎年数人で、6割前後は「原因不明」。群馬県桐生市で10月に小学6年

生が自殺した際も「いじめが原因」と訴える家族に対し、学校側は「いじめという認識はなかった」と主張するなど、多くのケースで遺族と学校側の受け止め方に隔たりがあるのが現状だ。高校生の長女をいじめ自殺で亡くした同 NPO の小森美登里理事は「再発防止対策を講じるためにも親と学校が情報を共有し、協力していかなければならない」と訴えている。



## 子どもの人権連 2009 年度会計決算報告

### ① 収入

項目	予算額	決算額
1 前年度繰越金	2,136,699	2,136,699
2 会費	210,000	210,000
3 カンパ	6,000,000	3,800,000
4 雑収入	200,000	205,608
合計	8,546,699	6,352,307

### ② 支出

項目	予算額	決算額
① 学習・研究費	4,300,000	3,075,112
① 研究会議費	500,000	346,472
② 派遣費	2,500,000	1,618,640
③ 調査費	100,000	0
① 実践助成費	1,200,000	1,110,000
② 会議事務費	200,000	127,987
① 事務局会議費	50,000	5,750
② 事務費	100,000	113,607
③ 通信運送費	50,000	8,630
③ 広報費	3,120,000	2,582,233
① 機関誌費	3,000,000	2,513,563
② HP 運営費	120,000	68,670
③ 広報費		
④ 積立金	0	0
⑤ 予備費	926,699	115,983
⑥ 次年度繰越金		450,992
合計	8,546,699	6,352,307

### ③ 特別積立金

繰越金	会費収入	計
2,683,249	298,630	2,981,879

## 子どもの人権連 2010 年度会計予算報告

### 1 収入

項目	前年度予算額	予算額	備考
1 前年度繰越金	2,136,699	450,992	
2 会費	210,000	210,000	2 団体分 (※他団体、個人会費は積立金として使用)
3 カンパ	6,000,000	8,000,000	日教組子どもの人権連カンパ他
4 雑収入	200,000	200,000	
合計	8,546,699	8,860,992	

### 2 支出

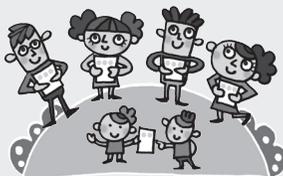
項目	前年度予算額	予算額	決算額
<b>1 学習・研究費</b>	4,300,000	4,300,000	
①研究会議費	500,000	500,000	研究会用旅費他
②派遣費	2,500,000	2,700,000	子どもの権利委員会 (CRC) 派遣費 / 1,500,000 講師派遣事業 / 500,000 海外講師招聘 / 700,000
③調査費	100,000	100,000	翻訳料等
①実践助成費	1,200,000	1,000,000	
<b>2 会議事務費</b>	200,000	250,000	
①事務局会議費	50,000	50,000	
②事務費	100,000	150,000	
③通信運送費	50,000	50,000	
<b>3 広報費</b>	3,120,000	3,420,000	
①機関誌費	3,000,000	3,000,000	
②HP 運営費	120,000	320,000	
③広報費	0	100,000	
<b>4 積立金</b>	0	0	
<b>5 予備費</b>	926,699	890,992	
合計	8,546,699	8,860,992	

### 3 積立金

項目	前年度積立額	予算額	備考
積立金	298,630	320,000	個人 / 160,000 団体 / 160,000

## 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.128／2010年11月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2010年11月30日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F  
TEL・FAX 03(3265)2197  
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp  
URL:<http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）  
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円